

(第二部)

國第一百一十回 參議院地方行政委員

卷之三

午後一時三十分閉会

委員の異動

辞任

補欠選任

國務大臣

常松 克安君
神谷信之助君
高井 和伸君

○委員長(野田哲君) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明につきましては、前回の委員会において聽取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御發言願います。
○渡辺四郎君 実は時間が非常に短縮になりましたので、私の方も非常に簡単に御質問申し上げたいと思うんです。

て国民の自由と権利を保護することを目的とする。」この目的達成のため、暴力団員の行う暴力

的要要求行為を初めとして、これを阻止するためのあらゆる行政手段をもつて今日までの法制面での

限界があつた部分あるいは不十分な点を検討され
て提案されたものと言つております。この二点に

ついては国民そのものに全く異存はなく、そして

急がなければならない大事な法律案だ。そ�いふうに私自身も実は自覚をしておるところです。

しかし、急がなければならぬことと法案審議を十分に行う、そして国民と一緒にとなって

立ち上がりつて暴力追放運動の効果を上げる、そういう今日までの歴史から見ても非常にやはり国民

的な立ち上がりが重要だということについては既にお互いが認識しておるところです。

いお互いに本語話じてお仕事する。一
ところが、その中で特に今回の場合、三十八条
の規定の行ふべきの用意が、つづいて二、三三四

から成る新しい法律の制定でありまして、特に四月十二日の閣議決定以降、国会の審議が始まるに

つれて日弁連の皆さん初め学者、文化人の方たちであるいは多くの皆さんたちが国会の方にお見えになりました。その中で特にやっぱり御心配なさつ

おる部分が人権侵害問題あるいは他の刑法と
の整合性の問題、あるいは行政権限であります
が、警察権力の拡大適用になつてくるのではないか、
こういう心配等がされてまいりました。地方から
も連日のように私どもの部屋にそういう方たちが
危惧をされて実は参つておるところです。ですか
ら、確かに時間はございませんが、私らやつぱり
立法府の役割としてそういう国民の皆さんのが危惧
をどう払拭をしていくか、そして国民の皆さんと
御一緒になつて暴力追放運動に立ち上がつていただ
く、こういうことをこの委員会の中でもお互
に確認をしていきたいと思うんです。
そういう中で、特に時間が短いわけですけれど
も、私は後ほど決議案も出しますが、法律の運用
面等についても十分ひとつ行政の方とも立法府の
私たちの方とも協議を重ねていって、そしてそ
ういう国民の皆さんのが心配なりあるいは危惧の点を
払拭をしていかなければいけない、そういうふうに
実は感じておるところでです。
まず、そういう点について国家公安委員長と、
これは通告していなかつたわけですが、警察庁長
官の御意見をお伺いしたいと思います。
○國務大臣(吹田悧君)　ただいまの先生のお言葉
はまさに私どもが一番申しわけなかつたと思って
おるところでありまして、この法律の提案につき
ましては、早くから暴力団追放問題というのには協
議はしておつたものの、なかなか法案として提出
するということが種々の事情から非常に時間がか
かりましたのですから、提出がおくれたという
ことから審議権に対しても非常な制約を加えたでは
ないかといふような解釈をされましたことはご
もつともであると思っております。
しかし、本来そういう気持ち毛頭なかつたわ
けでありまして、何とか国会で御審議いただける
に十分な内容を持った法律にしなきやならぬとい

うことでいろいろ検討し、憲法との関係の人権、自由というような問題等も整合性を持たなきやならぬという法局との協議がなされたようですが、そうしたことと警察の方でも随分苦労しましてやりましたものですから若干おくれたわけであります。特に私はこういった面では全く素人でありますから暴力団の威力の行使に伴う問題というのは、はつきりと犯罪になる問題であればこれは見やすいのですけれども、犯罪にならないで威力を行使して社会に非常な迷惑をかけておるという問題があります。こういった問題等をいかにして処理するか、いかにして善良な国民の皆さんとこれに対して平和で安全な生活を営められるか、そういうふうなそぞうに持つていかかということから発想であります。どうぞひとつ真意のほどをお酌み取りを願いたいと思うわけでありまして、おくれました点につきましては、何と申しましてもこれは申しわけなかつた、審議権を持つております委員会に提出がおくれたということは、私が右代表いたしましてお断りを申し上げる次第であります。

○政府委員(鈴木良一君) ただいまお話しございましたように、いろいろなきさつがあつたことは大変提出が遅くなりました。事務の代表者としてまことに申しわけないと、こういうふうに思つております。

ただ、言いわけを申し上げるわけではございませんが、新法であるということと、この法律に先ほどのいろいろお話をありましたような危惧の念を抱かれる方々があつてはいけないということで、その点で慎重に作業を進めてきたということもございましておくれてしまつたわけでございます。

○渡辺四郎君 他の委員の方からもいろいろ御質問がありますと思いますから、私は法案の内容について入っていきたいと思うんです。

まず、二月二十七日に公表された暴力団対策法の素案が七本の柱から組まれておつたようです

が、その中で特に新しいやり方だといふに言われおりました不正収益の剥奪と一定営業からの排除が素案段階から落ちていった理由をお聞きをしたい。どういう理由なのか。

これは四月十日の読売新聞ではこう書いてあります。刑法に没収規定がある。さらに麻薬新条約の批准に伴つて国内法を整備し、その中で収益の没収について検討していること。なお、この問題に

ついて法務省と協議をしたが、収益の没収の規定と恐喝等が行為法のいわゆる暴力的不法要求行為の利益を行政的に剥奪する仕組み、これとの整合性をどうするかの問題となり、先送りして削除したというふうにこの読売新聞は言つておりますが、そういう理由なのか、あわせてひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(國松幸次君) 御指摘のとおり、当庁におきまして当初立法の作業を進めております場合に、暴力団対策のための新しい行政上の手法といたしまして不正収益の剥奪の制度について準備を進めますとともに、また一定の営業から暴力団員を排除するために指定営業制度というものを設けてはいかがかという点を含めて検討を進めたのは事実でございまして、本年二月に警察庁刑事局案として発表いたしました基本的考え方の中では、そのとおり示しておりますところでございます。

○渡辺四郎君 法務省にお尋ねしますが、本日の本会議で麻薬新条約の国内法が決定をいたしましたが、この国内法について今申し上げました不正収益の剥奪規定が立法化されていると思うんですねども、その概要について御説明いただきたいと思うんです。

○説明員(古田佑紀君) 委員御案内のとおり、没収は犯罪を犯した者に対する刑罰ということで現在構成されておりまして、裁判において犯罪事実を認定した上で、その犯罪行為により得られた収益などを剥奪するものでございます。

ところで、御指摘の麻薬新条約関係の国内担保法案におきましては、麻薬新条約の要請にこたえます環境の整備が大筋大体できつたあるのじやないか。そうしますと、さつきおつしやつたよう

に、この法律案が成立した後も直ちにいわゆるその部分についての改正をしていくということに受け取りましたけれども、それでよろしいんでしょ

うか。

○政府委員(國松幸次君) そのとおりでございました。そして、麻薬新条約の批准のための国内実施法案につけましては、基本的な考え方をお示しいたしました段階では、まだどういうものかとということにつきましたが、現在の没収規定では物の形になつたものしか没収ができないわけでございますが、これを例えれば銀行預金などの債権その他の財産まで一般的に広げる、それからまたその利息とか、それが充却されるいは別な形に変わつたもの、

おつたわけでございますが、この件につきましても、九条に十一項目にわたつて列挙いたしておりましたが、暴力的要素を禁止し、これにその都度的確な止命令その他の措置を用意することで相應の規制目的を達成することができるものと考えました。また、かたがた営業行為に対する制限は可能な限り抑制的にすることが望ましいというところから今回の法案においては見送ることにしたものです。

不正収益の剥奪につきましては、先ほど申しましたとおり、やはり暴力団の資金源を枯渇させるという観点からはどうしても必要な制度であると考えておりますので、そういった他の制度との整合性を十分考慮しながら、今後引き続き検討してまいりますつもりでございます。

○渡辺四郎君 私が申し上げたいのは、さつき局長からもお話をありましたけれども、この素案の段階で、当時の新聞の社説を読んでみると、行政手段で不正収益を剥奪するなど、特に資金面からの活動を規制していく点に新味があり、私たち国民の主張に沿うものだというふうに実は評価をされておつたんですが、これが削除されたものでありますから、今法務省の方からお話をありましたように、そうすれば、不正収益の剥奪規定そのものの

強制執行手続との調整、それから善意の第三者の保護に関する調整規定を置いてあります。

以上が、簡単でございますが、麻薬新条約の国内担保法案の中での没収規定の概要でございます。

それから次に、没収のための手続の整備でございますが、これは没収を確實に行いますために、いいますか、仮処分をかけるといいますか、そういうふうな制度がございますが、それと同様の制度を刑事手続にも導入する。あわせて民事関係の強制執行手続との調整、それから善意の第三者の保護に関する調整規定を置いてあります。

以上が、簡単でございますが、麻薬新条約の国内担保法案の中での没収規定の概要でございます。

おります。そうしたものも参考にしながら、不正収益の剥奪の制度が全体としてどのように構築されるのか、その中で本法がどのように位置づけられるのか、また本法の体系の中で剥奪の規定をどのように位置づけていくのかといったようなことにつきまして直ちに速やかに検討をいたしまして、そういう必要と思われる制度の実現を目指して努力をしてまいりたい、かように考えております。

○渡辺四郎君 それに関連して大蔵省にちょっとお聞きをしたいわけですねけれども、平成元年度の警察白書によりますと、暴力団の年間収入が約一兆三千十九億円程度見込まれるというふうに言われていますが、その収入源の中心が暴力団の民事介入暴力事件あるいは不法に得る利益で、これが年々増加をしております。そこでお尋ねをしたいのは、先ほど法務省の方は説明をしておりました。

からもお話をありました、確かに金には色はないといふわけですね。ですから、どのような手段、方策であろうと、集めた金を一回銀行に預金をするということになりますと、後は引き出せば

きれいな金になつて返つてくる。この金で株の買占めに乗り出したり、あるいはありましたようにリクルート事件で大変な利益を上げた方もおるわけですが、今までどこに欠陥があつたからそういう金になつて返つてくる。この金で株の買占めに乗り出したり、あるいはありましたようにリクルート事件で大変な利益を上げた方もおるわけですが、今までどこに欠陥があつたからそういう金が、裏でもうけた金が表の世界で堂々とまかり通つてゐる。これは何も暴力団だけではなく、さつき言つたそういう問題もあるわけですが、不正収益の剥奪規定あるいはマネーロンダリングの規定整備の欠如があつたからこういう実態が今日まで進んできたというふうに大蔵省の方は感じておるかどうか、伺いたいんです。

ついでありますから、そういう点について、諸外国で組織犯罪によつて得た金についていわゆるマネーロンダリングを許さない規定等があるあるいはあるというふうに聞いておりますが、その内容についてもひとつお聞きをしたいという

ふうに思うわけです。

○説明員(永田俊一君) お答え申し上げます。

御指摘の点でございますけれども、今回私ども大蔵省といたしましても、先ほど法務省から御説明いただきましたように、マネロン防止法におきまして、マネーロンタリングを行う者に対する直接の規制にあわせまして、金融システムがマネーロンダリングに悪用されないよう、そういうための金融機関等に対する規制、これを導入すると

いうことにさせていただいたわけであります。

御指摘のとおり、大蔵省は金融といいますか、預金の形態で資金洗浄が行われることについて今

までどういうふうに考えていたかという点でござりますが、御案内のとおり、国際的に麻薬の問題が特にロングダーリングという問題を通じまして大

きな議論になりまして、したがいまして、国連で麻薬新条約あるいはサミットで金融活動作業グループというのが設けられまして、そこでこのマ

ネーロンダーリングがいろいろ検討されたわけであ

ります。そういう議論の過程におきまして、当省としましても本問題の重要性にかんがみまして、

早期に今回のよな法的措置をとることを推進させていただいだわけであります。

それから、お尋ねの各国でどういう状況になつているかでござりますけれども、これにつきまし

ては、詳細な調査が完璧なものはないわけであ

りますが、概略をちょっと申し上げますと、アメリ

カ、イギリス、ドイツ、フランスあるいはスイスの諸外国について見ますと、マネーロンダーリングを

犯罪として処罰する、こういうことがあるわけであります。

それから金取引開始などの際におきます本人確認、この問

題につきましては、先ほど申し上げました四カ

国に加えましてドイツにおいても既に実施されております。

それから二つ目の問題ですが、昨年の十二月九

日付をもつて実施に踏み切りました建設業界から

の暴力団排除対策、確かに期日は非常に短いわけですが、その後の経過について、例えば今申し上げました建設業営業許可申請あるいは不動産業営業許可申請が出来た件数があ

るかどうか。あるいは更新の要求がありましたか、経営者が暴力団員だというようなことで、例えば

それがいつまで、ドライ、スイスでも法制化の

準備中と聞いております。

○渡辺四郎君 じゃ、結論だけお伺いをいたしま

すが、規定の整備を急速必要があるというふうに思いますが、御案内のとおり、国際的に麻薬の問題が特にロングダーリングという問題を通じまして大

きな議論になりましたが、いよいよこの問題が

ます。

○説明員(永田俊一君) 既に金融活動作業部会の勧告を受けまして、このうち先ほど申し上げました本人確認の制度につきましては、既に昨年の十月から金融機関の店頭におきまして本人確認作業に入っておりますし、今回法整備も行われ、疑わしき取引の報告制度も導入されるわけでござりますので、こうすることを一体となつて今後適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺四郎君 次は、建設省にお聞きをしたいわ

けですが、なかなか恐縮な質問になるわけですが、実はこの法案の第二点目の問題になります一定営業からの排除の問題で、排除規定から落ちた理由として考えられるのが、一つは弁護士法に類似規定があるからだと、これは警察庁の方ですが、二つ目が各営業を管轄している各省庁との調整が難航したのかというものがどうも私自身が考えられる点であるわけですが、難航した官庁といふふうに考えてみると、どういう問題があるのかといふことです。しかし実は知りたいわけですが、なかなか他の諸官庁の問題については言えないと思うのです。

それで、建設省に伺いたいのは、建設省として暴力団の一一定営業からの排除規定を設ければ、どのような点が問題になると考えられるのか。例えれば建設業営業許可申請とかあるいは不動産業営業許可申請、そういう部分について何か問題点があるかどうか。

それから二つ目の問題ですが、昨年の十二月九

日付をもつて実施に踏み切りました建設業界から

の暴力団排除対策、確かに期日は非常に短いわけですが、その後の経過について、例えば今申し上げました建設業営業許可申請あるいは不動産業営業許可申請が出来た件数があ

るかどうか。あるいは更新の要求がありましたか、経営者が暴力団員だというようなことで、例えば

それがいつまで、ドライ、スイスでも法制化の

準備中と聞いております。

○説明員(吉井一弥君) お答えいたします。

私ども建設業関係の行政を担当する者といたしまして、建設業者を信頼産業として育成することが一つの大きな目的であると考えております。特に暴力団の排除といふものはそういうふうな観点から極めて重要な課題であると認識しているところでございます。先生今の御指摘にもございましたとおり、建設業を営む場合には建設業法においては、建設業の運営に必要な規制が定められており、建設業を営む場合に建設業法における規制が適用されることが必要とされているところでございますが、建設業法の規定によりまして許可の申請を行つた会社の役員等が暴力団の構成員である場合には、許可基準といたしまして「請負契約に関する不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者でないこと」というのが許可要件に書いてございまして、その許可の基準に適合しないというふうな扱いをしておりまして、建設業の許可は行わないといふ手立てを講じておられます。これが明らかなる者でないこと。このところでございます。また、暴力団が經營をしているところでございます。また、暴力団が經營を支配しておりますような不良業者が公共工事の指名を受けることのないよう十分資格審査を行いまして、公正かつ的確な指名を行つよう各都道府県に対し指導しているところでございます。

先生今御指摘のとおり、このような通達は警察

署と十分連絡をとりました上、私どもの方から各

都道府県知事、それから主要な発注機関等に対し

て六十一年十二月に通達を出したところでございまして、その後全部の都道府県におきまして建設業団体、それから警察に入つていただきまして、それと発注者側、建設業行政の担当部局等と構成いたしました連絡協議会が結成されておるところ

でござります。

その通達が出されて以降、暴力団であることを理由に許可をしなかつたりあるいは更新を拒絶したというふうな事例、あるいは行政指導により解消させたというふうな事例が、これまでのところ約百件ほどあるというふうに私ども報告を受けております。

以上でございます。

○説明員(藤田真君) 宅地建物取引業の関係についてお答えをさせていただきます。

今、建設業についてもお話をございましたけれども、宅地建物取引業におきましても、国民の財産を取り扱う業であるという意味で、これをいかに信頼産業として指導、育成するかということにつきましては、私ども大きな課題として認識しております。そのため、昭和六十三年に宅地建物取引業法を改正させていただきまして、暴力団などの悪質な地上げ行為を排除するという、こういう趣旨を明らかにするために、傷害、暴行などの粗暴な行為を行つた者については、罰金刑以上の刑を受けた場合に五年間免許を取得できないというように免許の基準を強化したところでございます。

御指摘の宅地建物取引業からの暴力団の排除につきましては、御審議いたしております法案の中の九条の暴力的要要求行為についての禁止でありますとか、さらに十条にその依頼についての禁止がなされております。これと六十三年に改正させていただきました宅地建物取引業法の厳正な執行においては、さくらんばの件数でござりますけれども、昭和六十三年に十件、それから元年に十四件という件数になつております。

以上でございます。

○渡辺四郎君 それじゃ警察庁の方にお尋ねしま

すが、今お聞きをしました一定営業からの排除規定が削除されましたが、警察庁としては、個々の暴力的要要求行為の禁止で今言われましたような効果が期待ができるというふうに確信なさつていて

かどうか。伺いたいのは、警視庁の確認でも、山口組の東京進出企業が昭和六十年は六カ所で構成員が四十八人だった。これが平成二年八月には四十

五カ所にふえて、構成員も百八十人と急増しております。このような状況の中でも、さつきから申し上げておりますように、一定営業からの排除規定がなくとも対応できるというふうに自信を持たれておるわけでございます。

○政府委員(國松孝次君) 若干具体的な例として御説明をいたしたいと思うわけでございますが、

一定の営業からの排除ということを考え、その過

程で指定営業制度というのを設けたわけでございまます。それじや一体どういう営業あるいはそのも

ととなる業務を考えておつたかということになり

ますと、私ども一番典型的に考えておりましたのは、一つは地上げでございます。最近そういうも

のに非常に暴力団が絡んできておる。地上げを業

務とするような営業、そういうものからは暴力団

を排除せぬといかねではないか、そのためにはそ

う営業からの排除規定があつた方がいいのではないかということが考えられました。

また、もう一つ典型的にありますのは、賃金業の

のまたその下の方にある業であります。こうい

る債権取り立てというやつでございます。こうい

うものにつきましても、最近暴力団の介入が非常

に多いということがありますので、端的にそういう

う例えれば貸金業なり地上げ業――地上げ業とい

るものがどうかわかりませんが、そういう業を

えは今申しました地上げにつきましては、九条の九号におきまして、「正当な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供していられる者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求すること」と、暴力団が実際に地上げをやつているのはまさにこういう実態で行つてゐるわけでございます。指定暴力団員が威力を示してやれば、これが一つの禁止行為となるという規定がここにできました。それから、あと債務者に対する債権取り立てにつきましては六号に書いてあると

いうことで、そういう業をやる前に一つ一つの單発行為と申しますか、こういうものを禁止することも

とができる。

それに対しまして十一条の一項、二項で中止命

令もかけることがありますし、あるいは一年を超えるために必要な事項を命ずることができます。

こういうこととありますので、一つ一つの行為をきちつと押さえなければ、そういう営業には當

然、営業であろうと営業でなかろうと、そういう行為があれば、これは我々の措置命令の対象になつてくるわけでありますから、そういう意味で

是十分にここでできるのではないか。あえて営業と言わなくてもある程度は相應の効果が出てくる。

もう一方、営業から排除するあるいは営業その

ものを場合によつては停止を命ずるというような

ことになりますと、これはやはり相当の権利侵害を伴う行為でありますので、新法を立案するとい

うような過程においてはやはり譲抑的であるべき

であろうということになりまして、そうしたいろ

うのにつきましては、そこからかじめといいますか、事前に排除しておく

というのがいいのではないかということやつた

わけでございます。

かたがたこれは結局九条に列挙いたします暴力

的要要求行為の中身がどうなつてくるかということ

との相関関係にあるわけありますけれども、例

う結果になつたという事でございます。したがいまして、当面この単発行為の中止命令なりあるいは再発防止命令なりを的確にかけることによつて法の目的は十分に達せられる、十分といいますか、当面できるというようになります。

ただ、暴力団と申しますものはやはり法を免れていろんな形で資金源活動をやつしていくというの

が常態の組織でございますから、将来にわたりましてまたいろいろな資金源活動の形態も変わつてくると思います。そうした場合に、やはりそういう推移を見た上で一定の業から排除をするというような規定を置いた方がいいというようないつた段階でまた検討することもあります。

それとすれば、その段階でやはり法を免れらるうと思いますが、当面はこの規定でやつていけるべきだと思いますが、それが一つの禁止行為となると、それで十分であろうといつて考えておるところでございます。

それでは次に、法案の内容について若干、他の先生からもあろうと思いますが、まず第一点は犯罪経歴の要件についてであります。

○渡辺四郎君 はい、わかりました。

それでは次に、法案の内容について若干、他の先生からもあろうと思いますが、まず第一点は犯罪経歴の要件についてであります。

本法の第三条で暴力団の指定要件として三点が挙げられているわけですが、その中で最も客観的な基準となると思われるのが二号の幹部または団員に占める犯罪経歴者の比率であるといつて思いますが、そのとおりであるかどうか。

○政府委員(國松孝次君) まさに二号の要件は端的に数字で出てまいるものでございますので、わかりやすいといつて意味では確かに明確な要件であ

るうと思いますが、やはり私どもとしては、一号の実質目的要件というのも大変重要な要件でございまして、この要件をきちつと判断することに

よりまして暴力団をほかのいろんな団体からきつと切り出すというような効果もあると思いま

す。また、三号の要件につきましても、彼らの実態に即した組織といつものきこでほかの団体から

切り出すということでございますので、私どもといたしましては、一号、二号、三号相まって指定を

しておくということであろうと思います。

ただ、御指摘のように、二号の場合には数字で

しっかりと出ますので、ある程度はかかる要件よりも何となく具体性があるということはそのとおりだと思います。

○渡辺四郎君　そうしますと、犯罪経歴についての基準といふものを今度の新しい法律で何かの基準に基づいて考えたと思うんですけども、それについてどういう基準で考えられたのか伺いたいと思います。

○政府委員(國松孝次君)　基準と申しますが、ある意味ではこれは私どもの局員の一つの創作でございまして、今までにこういう基準のようなものがあるわけではないわけでございます。とにかくこの基準を設けましたいわれと申しますものは、ございまして、今までにこういう基準のようなものがあるわけではないわけでございます。とにかくこの基準を設けましたいわれと申しますものは、要するに我々は暴力団を暴力団以外の組織から何とかきちつとわかるような形で切り分けなければならない。その場合にどういう要件があるかということで、一号とか三号もあるわけがありますが、二号をこのような形でかけましたのは、結局のところ、暴力団と申しますものは言つてみれば一種の犯罪者集団でござりますので、その構成員の中に占めるいわゆる前歴者、犯歴を保有している者の割合というのがほかのいかなる団体に比べましても異常に高いわけであります。そういう実態が現実にあるわけでございますので、そいつた前歴者率と申しますか、犯歴保有者率、犯罪の経歴を持つてている者が非常に多いという点に着目いたしまして、それをもって何とかほかの諸団体とといいますか、いろんな組織との切り分けができるないかということで考え出したものでござります。

そして、ここにも書いてござりますように、具体的にはある暴力団の構成員のうち暴力的不法行為をしてある暴力的不法行為等を行つた者、禁錮以上の刑については十年間、罰金以下につきましては五年間、どのくらいやっているやつがおるかというのを計算いたしましてその比率を出す。その比率が政令で定める比率よりも上であるという

ことで暴力團を切り分けよう。その政令で定める比率というのは、要するにほかのいかなる任意の国民の集團をとりましても、そんな高くなる、その比率に達するような確率は十万分の一以下である、要するにほとんどあり得ませんという比率を政令で定めておきまして、それより上に暴力團がある、こういう構成といいますか、考え方をとつて切り分けようということで考え出したものでござります。

を受けた場合、二年経過すれば刑の言い渡しが消滅するという規定がありますが、本法では刑の免除を受けた場合は一体どうなるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員（國松孝次君） 刑の免除を受ける場合と申しますのは、例えば殺人を犯したけれどもそれは過剰防衛であるというような場合には刑の免除があるということがあると思いますが、そういった場合はそもそもカウントをする中に私ども

ということではありますけれども、この条文の場合にはそいつた三十四条ノ二を参考にいたしまして、参考にいたしましてというか、一つの物差しにいたしまして暴力団という団の属性と申しますか、こんなに犯罪者が多くいるんですよ、こんなのは暴力団しかございませんよというそういう組織の属性をきちっとするために参考にしたものでございますので、むしろ執行猶予というような、そういう個人の資格に関する他の政策的な配慮で

ことで暴力団を切り分けよう。その政令で定める比率というのは、要するにほかのいかなる任意の国民の集團をとりましても、そんな高くなる、その比率に達するような確率は十万分の一以下である、要するにほとんどあり得ませんという比率を政令で定めておきました。それより上に暴力団がある、こういう構成といいますか、考え方をとつて切り分けようということを考え出したものでございます。

ただ、その場合にいろいろと参考にいたしましたるものといたしましては、犯罪を起こしたといったとして一體どの程度の期間カウントするのかとしまして一體どの程度の期間カウントするのかといたしまして、参考にいたしましたといふことにつきまして、参考にいたしましたといふか、そういう類似のものとして参考にいたしましたのは、刑法の三十四条ノ二という規定がございまして、これは「禁錮以上ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ処セラルルコトナクシテ五年ヲ経過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ罰金以下ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ処セラルルコトナクシテ五年ヲ経過シタルトキ亦同シ」という規定がございます。これは、要するに世の中で前歴者と言われている者が前歴者としていわば評価をされるといいますか、そのように法律上位に置づけられる期間といふのは、平たく言いますと、禁錮以上の刑では十年ですよ、罰金以下では五年ですよ、それ以上は、それより昔のやつはカウントしませんよと、こういうことをここで書いてあるわけでござりますので、私どもの場合、暴力団員そのものの要件をここで書いているわけではございません。暴力団の團としての属性をここでやるということになりますので、ちょっととの規定とは目的が違うのでありますけれども、これを参考にいたしまして先ほど申しました十年、五年というカウントするSpanを決めたということでござります。

○政府委員(國松孝次君) 刑の免除を受ける場合と申しますのは、例えば殺人を犯したけれどもそれは過剰防衛であるというような場合には刑の免除があるということがあると思いますが、そういった場合はそもそもカウントをする中に私どもは入れておりません。したがいまして、刑の免除を受けた者というものはそもそも初めからカウントをしないということでやつておるところでございます。

○渡辺四郎君 これは諫山先生なり高井先生の上が本職だからまた後の方であると思いますので私は次に憲法第十四条との関係についてちょっと伺いをしたいと思うんです。

本法で言います犯罪経歴は、現行法で例えは公務員選任に当たっては国公法の三十九条あるいは地公法の十六条あるいは裁判所法の四十六条、いわゆる官職につくための欠格条項がありますが選挙権での問題としては公職選挙法の十一条、これらとは扱いが異なっていると思うんです。例えば本法三条二号のハ、ニでは執行猶予を取り消されずに刑の言い渡しが消滅した者について、そしてホ、ヘでは恩赦ですね、いわゆる特赦、大赦によつて刑の言い渡しが消滅した者についても犯罪経歴として扱うことになつておるんじゃないのか、お伺いしたいと思います。犯罪経歴として掲げようのかどうか。

○政府委員(國松孝次君) 三条の犯歴者、犯罪経歴保有者要件を考える場合には執行猶予といふのはカウントしない、しないといいますか、そういうものは考慮をしないというのがこの法の建前でございまして、それはあくまでそれぞれその点申しますが、暴力団員のいろんな資格について書いた各法文であれば、それはやはりそういう執行猶予というのは刑の言い渡しの効力がなくなる

ということではありますけれども、この条文の場合にはそういった三十四条ノ二を参考にいたしまして、参考にいたしましてというか、一つの物差しにいたしまして暴力団といふ團の属性と申しますが、こんなに犯罪が多くいるんですよ、こんなのは暴力団しかございませんよというそういう組織の属性をきちっとするために参考にしたものでございますので、むしろ執行猶予といふやうな、そういう個人の資格に関する他の政策的な配慮で刑の言い渡しがなくなるというようなものをカウントするのはかえておかしいということにもなるわけでござります。あくまで一人一人の暴力団員のこととをここで書いているわけではございません。暴力団の属性をこういう形できちと別格に関する規定とこの規定というのはちょっと別格に考えておかなければならぬのではないかというように考えております。

○渡辺四郎君 ちょっと私も不勉強で申しわけないんですが、そうしますと、大赦、特赦でいわゆる刑の言い渡しが消滅した者については犯罪歴としては扱わないというように見ていいわけですか。

○政府委員(國松孝次君) それぞれその一人一人の暴力団員についての恩赦があつたということについては、それはそれなりの効果というものはその本人については生じるでございましょう。しかし、そういうものは恩赦という全然別の刑事政策的な配慮でそういう効果が生じているものでありますけれども、暴力団の属性を考えるという場合にはそのことはカウントしない、あくまで十年、五年というスパンで考えてまいりますというのがこの規定の趣旨でござります。それは、繰り返しますけれども、そういうことにいたしましたのは、一人一人の暴力団員の資格要件なりなんなりをここで規定しているわけではございませんので、暴力団というのはこんなに多いんです、実際に恩赦を受けましても執行猶予がありましても、犯罪を犯したという事実はあるわけでございます、そういう

されたからといって、暴力團が一掃できるとはもちろん思っていません。それは暴力團対策にはもつと根の深い問題があるというふうに言われています。このOBの方は、ホワイトカラー一族は暴力団に建前で反対、本音で必要悪として利用して育てている。彼らとうまく交際することが社運隆盛のかぎだと思っている経営者もたくさんある。その資金源は銀行や大企業だ、こういうふうに警察首脳のOBの人たちが打ち明けたといふように報道されたわけであります。

いろいろお聞きしてまいりましたが、私は本国会での銃刀法の一部改正の段階でも申し上げましたけれども、やっぱりその根の深い部分をどう解決するかというのは、これはとても警察だけの手では大変だと思うし、冒頭申し上げましたように、国民的な立ち上がりそして企業団体の協力がなければ、本当に善良な国民が安心して生活ができる、あるいは暴力追放の戦列にもなかなか参加しにくい状態等もありますから、そういう点は安心して国民がこの法律の趣旨に向かって賛同できるようになれば、ひとつかれから後の取り扱いについても、冒頭申し上げました人権侵害とかそういう国民の危惧を払拭をしながら多くの人が結集できていく、そういうふうな法の運用にぜひしていただきたいということを最後にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○常松克安君 委員長、まことに申しわけございませんが、この常松と國松がよく似ておるものでございますから、その辺のところを鮮明にお呼びつけください。申しわけございません。

私は端的に一般論の上から御質問を申し上げます。

本法の成立については、今日までやはり警察官と暴力團の癒着関係がしばしば指摘されておりますが、暴力團対策の根本は、まず警察の毅然とした態度こそが一番肝要かと存じます。まずこの辺のところから長官の御決意のほどをお願いいたします。

○政府委員(鈴木良一君) 九九%の者は懲命な努

力を統けておるわけでござりますけれども、残念ながらごく一部の者がそういう問題を起こしまして、その点は私どもとしても大変申しわけなく思っております。

今お話しのように、やはり暴力團の取り締まりを警察が本気でやってやるのかやらないのかといふことが国民に疑念を持たれるような形では、これは警察の取り締まりも徹底いたしませんし、国民も納得されない、任せておけないという感じになるわけでござりますから、決してそういうことがあってはならないということで、この法案をお認めいただきました晩には、我々全体の体制なりを取り締まりのやり方なり、あらゆる点について真摯に反省、検討を加えまして新たな出発点として暴力團の壊滅に向かって努力してまいりたい、かように考えておるところでござります。

○常松克安君 それでは、二十条に関する質問をいたします。

この推進センターの指定ということを各都道府県でされるということですが、指定の要件及び具体的な活動内容はどういうふうになつておられるのかお知らせ願います。

○政府委員(國松孝次君) 暴力團追放運動推進センターの指定要件といいましては、二十条の一号と二号に既に書かれておりますように、一つは民法上の法人格を有するものであるということ、それからもう一つは、後で申します事業の中で大変重要なこととしていわゆる暴力團被害に遭った場合の相談業務を行うというのですが、そういう相談業務を行つたものがありますが、その専門の暴力追放相談委員といふものがなければならないというふうな点が法律で書かれておるという二つの点が法律で書かれておるところです。

それで、三号で國家公安委員会規則でその基準につきましては、また後刻詳しく御説明する機会もありますのは、かもしませんが、今のところ考えておられるのが、政府委員(鈴木良一君)

九九%の者は懲命な努

業を適正かつ確實に行うために必要なものといたしまして、そのセンターの資産的な基礎であるとか、経理的な基礎であるとか、あるいは技術的な能力とか、あるいはこういうものが入っていてはいけませんよという欠格要件というようなものを書きまして、そういう三号をクリアしたもののが指定の対象になるというように考えております。

○常松克安君 大体こういうセンターというものは本来の業務は警察が行うべきものであり、また行つてこられたというふうに信ずるものであります。ですが、これを新設しなきやならない理由は突っ込んだらどういうところにあるんでしょうか。

○政府委員(國松孝次君) 暴力團対策というのは非常に総合的なものでござりますが、その中で警察が行う役割が一番大きいし、一番責任の重いものであるということはもちろんそのとおりでござります。ただいま申しましたような暴力被害相談というようなもの、これはある意味では警察もやらなければならないことでありまして、現実にどこの県におきましてもそういった暴力被害の相談電話とかいろいろなものを設けましてやつておりますところでござります。

ただ暴力團対策と申しますものは警察だけがやりましてでもどうにもならないという面もあるわけでございまして、やはり官民一体となつたといいますよりも、むしろ民間の方の暴力追放運動といふものがその県内におきましてはいとして起つてくるというふうな形になりませんとなかなかうまくいかないというところがあるわけでござります。そういうふたつの暴力追放運動というものが、その中身の濃いある程度きちんとした形でやつていただくということを確保するために、やはり公安委員会が指定をいたしまして、もちろんそのセンターの運営とかそういうものはすべて当該センターの運営者に任せられることでありまして、私どもがとやかく言うことはございませんが、指定を行ふことによりましてそういうふたつの内容がきちんとしたものになつていく。例えば暴力相談一つとしても、これはかなり人のア

ライバシーに関する非常に微妙なところを扱うようになりますが、そういった場合にはある程度秘密保持をしていただかなければなりませんし、そういうものを扱う専門的な技術能力のある人がきちんと置かれておるというようなことが必要になるわけでございまして、そういう公益性の高い活動をきちんとやつしていくことのできるような形に、その県内のいろんな形であります暴力追放運動というものをそういう形でやつしていくと、どうしてもいろんな援助ができるかとということを考えるためにセンターを指定いたしまして、そのセンターを中心にして民間の暴力追放運動が大きく住民を巻き込んだ形で広がっていく、そういうことを望みましてそういう方向に沿つて公安委員会としてもいろいろな援助ができるかとということを考えついでこういうような規定にしたわけでござります。

○常松克安君 あわせてまたこの追放相談委員は、任務からすると当然専門的な知識、経験を有する者として国家公安委員会規則で定めるとされているわけですが、これはすべての人たちがやはり警察関係者に限定されているということでしょうか。

○政府委員(國松孝次君) 全然そうではございませんで、もちろん警察官の中にも長い間そういう暴力追放相談というようなものに携わってきた者もありますので、そういう者もこの相談委員の中に入つていくということは、それはあると思います。しかし、私どもが一番考えておりますのは、やはり一番にはどういうことになりましても弁護士であります。先ほど委員御指摘のとおり、暴力相談なんというものはやはり警察のやる仕事じゃないかと、そのとおりの面がござります。私どもやるわけでございますが、私どもはやはり行政機関といいますが、私どもはやはり警察官の中でも民事不介入などと言つて腰を引くようなことはいたしませんが、全く民事、純粹民事のような形で持ち込まれるようなものはどうしても警察としてはなかなか扱いにくい。そういう場合にどうするかということを悩むわけで

ございます。そういう場合に弁護士さんがある程度引き受けたやつてくれるというのが大変ありがとうございます。

そういうことで、日弁連には今民事介入暴力対策委員会というのが置かれておりまして、全県にそういうものが置かれています。そして、弁護士団は、主張合意による審議などを通じて、

十きんか一生懸命でやしん、誓約でねのかなかが叛れにくいやうな民事あるいは民事崩れのようなものにつきましていろいろと親身な相談をやつてくれているというところもあるわけであります、が、そちらへはござりません。

れもいわれてはいることなどとれられてしまふところがあるということをごぞいまして、こういうセンターを指定いたしまして暴力相談委員にと
いうのをある程度公安委員会で決めていく、き

ちつとした方になつていただくという場合に、やはり一番念頭にあるのはそういう弁護士さんであります。そういう弁護士さんにこのセンターの

相談委員になっていたら、そしてそういうたらのをやつていただく、かたがた警察もやっていくということによってこの暴力相談の実を上げていきたいということです。

そのほか保護司さんであるとか、あるいは少年指導委員ということで指定をされておられる方々とか、そういう方々もこの中に入ってくるのでは

○常松君安 おお、書く場合はそういうた
ないか。公安委員会で書く場合にはそ
ういう規定ぶりにして
方々から選べるようだ。
まいりたいというふうに思います。

これは委嘱なんでしょうか、任命なんでしょうか、人事でございますけれども、これは国家公安委員長の任命なのか、都道府県公安委員会の委員長任

○政府委員(國松孝次君) それはセンターの方がお決めになることでござります。

なお先ほど暴力相談委員につきまして公安委員会規則で定める場合には、その任期とかそういうふたるものも書くわけございまして、その他先ほど申しました私どもとしては弁護士さんとか保護司さんとか、そういう方になつてもらいたいと

思つておりますが、それは一体具体的にどう選んでもいいかとこことは、それはそのセンターの権限でございます。若干答弁を訂正させていただきますが、そういうことでござります。それで、いろんな運営に關しますことはあくまでセンターで行うわけでござります。

○常松克安君 じゃ、そのセンターの長あるいはセンターの構成員をつくり上げていくのは国家公安委員長なんでしょうか、都道府県の公安委員会なんでしょうね。

○政府委員(國松孝次君) それは当該センターにゆだねられるということでございまして、その機構その他につきまして……

○常松克安君 いや、そのセンターをだれが命令してつくらせるんですか。

○政府委員(國松孝次君) それは既にあるものもありますし、これからつくろうとするものもありましようけれども、そういう一定の資格があると申し出を受けまして各県において一つずつ指定をしていくということでござりますので、私どの方はその指定をするだけでござりますので、その長をだれにする、相談委員をだれにするというようなことを私どもの方で任命するといいますか、指定をするという、任命あるいは指定をするというようなものではないわけでございます。あくまで民間の発意によって行われてくる、そういう組織であるということであります。

○常松克安君 そういうふうな趣が、結局こういうものは官主導型になりがちなそういうものを避けて、あくまで民間の自主性と申しますか、それを行つてください。そのままによろしいんですね。第一に尊重しなければならないという姿勢、基本をお守りはわかるんですが、そうしますと、都道府県からそういう要請のないところはいつまでたつてもできぬ。そのままによろしいんですね。それとも、やはりこういうふうにおつくりになつたらいかがかという行政指導はされるんですか。

なぜそんな細かいことを言うかと申しますと、これで一番配慮が抜けておるのは、都道府県の条

例化が要るんです、またこれは、費用弁償がつきますから。こうじうふうなことになつてきますと、前回も警察庁の交通安全指導員といふところで論議があつたわけなんです。そのところまで配属していなかつたんです、最初は。ところが、そういうふうな方向でやはり突き詰めていきますと、都道府県が中心になつてまいりますと、そのときに調べましたらやはり必要であると。そうすると、よく似たものでは、なければいいですよ、よく似たものとなりますと、センターの人、相談委員はじや無料なのか、費用弁償は要らないのかといふと、これは要りますでしょう。実費は要ります。要る所したら、これは公務員の扱いなのかあるいは直結の国家公安委員会のあれなのかといふことで、論議が前回これでちよと行き詰まつたときがあつたものですから、老婆心ながらその辺のことをよく精査をしておかないと、都道府県議会を無視してそういうことは絶対前へ進まないというう、この懸念を申し上げておるわけです。いかがでございましょうか。

るよう御配慮があつてしかるべきであるという

ことをひとつ頭の隅に置いておいていただきた
い、かように思います。

じゃ次にまいります。

やはり一番わかりづらいなと思ひますのは指定
要件の問題なんでござります。本法は大体暴力団
にウエートを置いておるのか、それとも暴力団員
の方に置かれておるのか、むしろ両方に置いてお
るんだとか、いろいろあるんですが、その辺のと
ころを明確にすつきりとびしつと納得するように
おつしやついていただきたい。

○政府委員(國松孝次君) どうも御指示のような
お答えにはなかなかならぬかもしませんが、私どもがこの法律で考えておりますのは、もちろん
暴力団員にウエートを置きまして、暴力団員の
不当な行為を規制していくというのが眼目でござ
います。ただ、暴力団員の不当な行為を規制す
るわけでございますが、その主語になるところが
はつきりいたしませんと、この法律は成り立たな
いといいますか、憲法違反であるというような御
議論も出てまいるわけあります。したがいまし
て、暴力団というような言葉は大変古くから使
用されていますが、もちろん法律用語でも何でも
ございませんで、あいまいもことしておるという
ところがあるわけでござります。したがいまして、
特定の暴力団員の行為を規制はするんだけれど
も、一体どういう暴力団員なんだということを明
確にしないと法律は成り立たない。その場合に明
確にする、つまり土俵をつくるのにならうたら
いかということで、その限りにおいて土俵を明
確にするという意味で暴力団を指定する、その暴力
団の構成員を指定暴力団員として、それに対して
いろんな規制をかけていくということでございま
す。

もちろん暴力団の指定と申しますものは大変重
要な行政処分でございまして、これがいわばこの
制度の根幹をなすものではござります。したがい
まして、決して軽いものであるとかそういうつも
りは毛頭ないわけでござりますが、指定が行われ
ることをひとつ頭の隅に置いておいていただきた
い、かように思います。

ましても、それは指定暴力団として法律上一定の
地位を与えられるにすぎないわけでありまして、
それから直ちに何かが出てくるということではな
い。そういう意味では、それに伴う法律効果とい
うのは直接には余りない。そういう意味では、
我々としては士俵づくりという意味での指定とい
うのを考えている。あといろいろあれやつちや
かぬこれやつちやいかぬというのは、全部その士
俵の中に入ってきた指定暴力団員につきまして九
条とかそういうのをやつしていくということでござ
いますので、あえて答えますと、暴力団員の不
当行為をやるのが主眼でありますと言つていいと
思いますが、もちろんその指定も大変重要であり
ますということをございます。

○常松克安君 本当に素人臭い話で申しわけない
んですが、この指定から外れた暴力団の方は、ま
さかこっちが悪いこっちがいいという、そんな論
法はおつしやらないんですから、だからこういう
指定を外れた場合については現行法でびしぶしや
れるんだと、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(國松孝次君) そのとおりでございま
して、我々が暴力団として今把握しております二
条二号に掲げます暴力団の中から三條の各号の法
律要件に該当する、ありていに言えばより悪性の
高い暴力団を指定暴力団として指定いたしまし
て、その指定暴力団に対していろんな規制をか
けていこうというものですございまして、悪い暴力
団の中からより悪い暴力団を選んだ、指定をした
わけです。

○常松克安君 もう一つお願いします。
暴力団が指定されました。それから、構成員で
は暴力団員が指定されましたとして、例えおと
とい入った組員だと一ヵ月前に入った組員で、
構成メンバーの一人でありますけれども、過去の
今いろいろ並べられましたデータ的なものには一
回も引張られておらぬ、一回も刑事罰も受けて
いない、こういうのは、そうしますと、団といつも
のが指定されますと、もうよからうと悪かろうと、
そこの構成員全部一網打尽にかぶせられるんです
か。それとも団はしたけれども、構成員、どつか
なき牢獄、このしゃばを歩く一つの色づけをされ
る、こういうふうなことも覚悟の上で彼らは彼ら
の世界で葛藤があるんでしようが、私の心配する
のは、そらいところに入つた、親が引き離そつと。
しかし、もうその団は指定の団だと、その構成員
に入つたと。ところが、三日後に脱したけれども、
一生これは構成メンバーだからずつと色づけされ
た人生を送らなきやならないのかなという心配、
それに対しては措置命令がかかつてまいるという
ことがあります。

○政府委員(國松孝次君) 端的に申しまして、暴
力団の構成員といふことで例えば杯をもらつたと
いうような形になりました場合には、たとえ前歴
がございませんでも、その指定暴力団の暴力団員
でござりますので、例え九条の要件を満たせば、
それに対しては措置命令がかかつてまいるとい
うかがでしようか。

○政府委員(國松孝次君) 端的に申しまして、暴
力団の構成員といふことで例えば杯をもらつたと
いうような形になりました場合には、たとえ前歴
がございませんでも、その指定暴力団の暴力団員
でござりますので、例え九条の要件を満たせば、
それに対しては措置命令がかかつてまいるとい
うかがでしようか。

○常松克安君 罰則は。

○政府委員(國松孝次君) それにつきましては、
措置命令違反がありました場合には、罰則とい
しまして三十五条の一號、「一年以下の懲役又は
五十万円以下の罰金」ということになるわけでござ
ります。

○常松克安君 罰則は。

○政府委員(國松孝次君) それにつきましては、
措置命令違反がありました場合には、罰則とい
はりますが、要求か唆しかどちらかでこの十条の禁止行
為に当たりますので、当然十二条の措置命令がかかる
に依頼するということは余りないでしようけれ
ども、要求か唆しかどちらかでこの十条の禁止行
為に当たりますので、当然十二条の措置命令がかかる
に依頼するということになると思ひます。

○常松克安君 罰則は。

○政府委員(國松孝次君) それにつきましては、
三十五条の一號、「一年以下の懲役又は
五十万円以下の罰金」ということになるわけでござ
ります。

○常松克安君 もう一つお願いします。

暴力団が指定されました。それから、構成員で
は暴力団員が指定されましたとして、例えおと
とい入った組員だと一ヵ月前に入った組員で、
構成メンバーの一人でありますけれども、過去の
いろいろなことを行うところが一つの眼目で
ございまして、この九条の一つのポイントに
なりますものは、そういう組織の威力を示して
いるのが一つの眼目であります。

したがいまして、この九条の一つの威力を示して
いるのが一つの眼目であります。

したがいまして、そういう威力を示させない。この
威力を示すというのは、具体的に申しますと、暴
力団としての特定の組の名刺を出すとか、おれ
が特定の組の者だということを相手に認識させると
か、そういうことを言うわけあります。そう
いうことをやらせないと、いうことでござります。

そして、ただそれだけがあれではございません、
それを指定暴力団員が行う。かつここに一号から
十一号までに列挙されております行為というの

は、これお読みいただければわかるように、いずれもややいかがわしい行為であるわけであります。だれがやつてもいかがわしい行為であるといふものでございます。したがいまして、この九条の組み立てと申しますものは、三つの要件が重なつて一つの禁止行為になつてあるわけでありまして、指定暴力団という代紋を使って方々やっておるというようなそういう暴力団、いかがわしい団体の組員である。そして、そのいかがわしい団体の組織の威力を示して行う。それからもう一つは、各号に列挙されておるようなどう見てもいかがわしい行為を行つ、こういう三つの要件が重なれば……。

○常松克安君 ちょっと済みません。私にも言わせてもらえませんやろか、時間ありませんので。

○政府委員(國松孝次君) 済みません。

それでやつてゐるわけでござりますので、これは構成員であつたから直ちにどうなるといふものではございません。私の言いたいのはそこでございまして、総合的にやつておるということでござります。

○常松克安君 本当に申しわけございません。

結局、もう一つ際立った言い方をすると、この法が例えは成立する。施行日が来る。その時点では指定が始まる。このときに今悪巧みをする人たちには客分扱いで分散をする。兄弟分のところへ、いろんなところへ身分を人口移動させまして構成をばつと散らしてしまう。そうすると、施行した期日をもつて法律は生きるわけですから、それまでに全部分散されるとか、あるいはまた何か記章を丸にするとか、やっぱり人間ですかいろいろこういうものの怖さを知つた上で考えている場合があるとしましよう。そういうふうなことで、これはあくまで前に察知して脱法する行為であるとしてその取り締まりはできるんでしようか。簡単にお答え願いたい。

○政府委員(國松孝次君) とにかくそういうことで委員御指摘のよつた形でもし偽装行為がされておるとすれば、それを見抜いて実態に即して規制

をしてまいるのが私どもの仕事である、かように思つております。

○常松克安君 じゃ最後に。

やはり同僚議員の方からも申されましたように、法というのは一たん上がりますと、これは生き物として考え方もないようなところへ行くとすると、これは一面また非常に厳しい法であるがゆえに違った面を想定される場合もあるわけでござります。さような基本的人権というものを加味して非常にきめ細かくおつくりになつた御心配のほどは痛いほどわかりますが、この運用に当たりまして国家公安委員長の大臣としての御決意のほどをあわせてお伺いさせていただきたい。

○国務大臣(吹田悦君) そういう面が私どもとして運用の面において極めて大事なことであると思つております。特にこういつた法律をつくるのには、警察権を強めるということではなくて、いかにして善良な国民を守るか、生活を幸せな方向に引き出していくかということすべてをかけるわけでありますから、これが法律のいわゆる運用において正確性を欠くということになります。

○常松克安君 本当に動くということになりますと、これは大変なことでありますから、そこは国家公安委員会といつたましても、当初長官も言つておりますように、運用に当たりましてはきちっと厳正に処理していくことを望つております。

○常松克安君 以上です。

○諫山博君 四月十九日付で日弁連がこの法案に意見書を発表しました。この中で法案の提出の仕方に日弁連は遺憾の意を表明しています。そして、対案を提出したいと考えているというふうに書いています。ところが、対案どころか、もうきょう採用の仕方に抗議をします。

○諫山博君 私の質問時間は一時間です。準備している質問テーマは數十テーマあります。そこで、私は誘導尋問的な質問をしますから、一分ない二分で答えていただくということを最初に要望します。

まず、第二条関係。これは暴力的不法行為等の

定義です。「別表に掲げる罪のうち國家公安委員会規則で定めるものに当たる」云々という規定がありますけれども、なぜこれを法律で規定しないのか、なぜ公安委員会の規則で規定しようとしているのか、これが共通に出されている批判です。

そこで、誘導尋問的な質問をしますけれども、これは別表に掲げられている罪の中でも、暴力団が一般に行うような犯罪をえり抜いて公安委員会の規則に定めるというふうに理解していいですか。先ほど申しましたように、おおむね検挙シェアが一五%以上ぐらいの罪を挙げているということでございます。

○諫山博君 常松委員から暴力団の構成員について質問がありました。これも日弁連が指摘していることの一つです。構成員の定義が明確を欠くと、いうふうに言つております。そこで、暴力団から正式に抜けた、名目的ではなくて実質的に抜けたこの人はもう構成員ではありませんか。

○政府委員(國松孝次君) 本当に抜けたのであれば構成員ではございません。

○諫山博君 常松委員から暴力団として指定を受けた、その後に改めて暴力団員が加入した。これは構成員ですか。

○政府委員(國松孝次君) 暴力団の指定でござりますか。

○諫山博君 はい。

○政府委員(國松孝次君) 指定暴力団の構成員であります以上、指定暴力団員でございます。

○諫山博君 この指定暴力団の要件について、目的、それから組織の構成、さらにはこの組織の組織性、簡単に言つたら三つが指定の要件になつてゐると思います。

問題は目的です。暴力団は金もうけを目的とする

と同時に、政治目的を掲げている団体がたくさんあります。私たち右翼暴力団という言葉を使つていますけれども、この右翼暴力団を指定暴力団にするかどうかというのは、主たる目的が金もうけにあるのか、それとも政治目的にあるのか、

こういう基準で分かれますか。

○政府委員(國松孝次君) 名目が何であれ、この三条一号に書いておりますような目的を実質上の目的とするものであるといふものであり、かつ、先ほど申しました名目的に政治目的を掲げてあります。それでも、それがまさに名目にすぎないという実態であるということであれば、それは指定暴力団の要件に上がつてくるわけでござります。その辺のところは国家公安委員会が確認をする際に、第三者である審査専門委員の御意見を伺いまして慎重に指定をしてまいりたいと申します。

○諫山博君 半分が金もうけを目的としている、半分ぐらいいは政治目的を掲げている。この場合は指定しますか。

○政府委員(國松孝次君) 半分といいますか、これはケース・バイ・ケースでございますが、暴力団も右翼もやっておるという組織がありまして、右翼活動といつものが決して名目ではない、実質的に右翼活動をやつておるという、そういう認定ができるますれば、指定暴力団の対象からは外れるものと思います。

○諫山博君 右翼暴力団の一つの例として、長崎市長を銃撃した正気塾があります。この構成メンバーを見ると、明らかに指定されても仕方がないような団体です。ところが、彼らは政治目的も掲げているんですね。一方ではいろんなことで暴力団特有の金もうけもしております。この正気塾を例にとりますと、指定要件に当たりますか。

○政府委員(國松孝次君) 具体的な名前を挙げて、それに指定が当たるか当たらないかということを私がここで申しますのはまことに潜脱行為でござりますので、それは御答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○諫山博君 そうすると、名目的に政治目的を掲げていても、中身が金もうけを目的としているような団体は指定の要件に当たる、こう聞いていいですか。

○政府委員(國松孝次君) 金もうけ以外の目的が名目にすぎない場合には指定の要件に当たつてしま

いると思います。

○諫山博君 なぜこれを聞くかというと、今暴力團は政治團体にすればいいんだという言い方をして、政治目的を掲げつたるわけですよ。同時に、どの程度本氣か知りませんけれども、政治的なことを言つたりしたりするんですね。この問題は厳密にしないと、金もうけを目的とした暴力團がいかにも政治團体のような顔をして指定を免れる、

こういうことがあると私は思いますが、その点は念頭に置いておりましようね。

○政府委員(國松孝次君) もちろんそういうことは念頭に置いた上で、あくまで一号要件というものにつきまして審査専門委員の御意見も承りながら厳正に指定をしていくということをございます。

板を掲げる、何かそれらしい制服もつくるというようなことをしたからといって、直ちに右翼であるといふものではないというふうに思います。

○諫山博君 わかりました。簡単に質問しますから、簡単な答えてください。

○政府委員(國松孝次君) そういう場合には、その実態が違つてくるわけでありますから、分かれ分けた、二つの組に分かれてしまつた。この場合は指定の効力はどうなりますか。

暴力團が指定され、この暴力團を真つ二つに分けた、二つの組に分かれてしまつた。この場合は指定の効力はどうなりますか。

○諫山博君 指定暴力團の幹部の半数以上が交代した、あるいは半數近い組員が入れかわつた。この場合は指定の効力は統きますか。

○政府委員(國松孝次君) 結局、実態の問題だと思いますが、一号、二号、三号に当たつていると認められる限りは、それは指定暴力團であり続けますし、それがそうでなくなるというようなことであれば、それは違うということをございます。

ケース・バイ・ケースであろうというふうに思ひます。

○諫山博君 暴力團指定に果たしてどの程度の効果があるのかということが議論されておりますけれども、今の問題が一つの課題なんですよ。せつかり時間を開けて暴力團として指定した。ところが、真つ二つに割ればこの指定の効力はなくなるわけですね。改めて指定の手続をとる。相当の組員が入れかわれば大変ややこしくなる。そういう点で、この法律の実効が世間で大変疑われているということを指摘するにとどめます。

第五条、「聴聞」の規定がありますね。公開によると得ない場合には非公開にすることができる。これが規定です。本人があくまで公開を希望すれば、これは非公開にするのはよほどの場合でないといけないと想いますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(國松孝次君) その個人がいいと言つたからということではなくて、やはりこれは聴聞いたします公安委員会の判断であろうと思いますけれども、ここはあくまで聴聞の場合には個々の

だれが暴力團員といふような話がばんばん出ますので、そういう人のプライバシーといふものを考慮しての規定でござりますので、その点はしんしゃくしながらやつていいこうと思っております。

○諫山博君 公開の典型的な例は裁判なんですね。裁判も非公開の場合があります。裁判で非公開というのはよほど例外中の例外です。ところが、個人の秘密といふことを口実にしながら、非公開が当たり前のようなることを懸念します。

○諫山博君 指定暴力團を提出することができる。となつていますけれども、これは物証だけではなくて人証も提出できますか。

○政府委員(國松孝次君) それは、「有利な証拠を提出することができます」となつておりますので、その証拠に特段の制限はないと思います。

○諫山博君 ちょっとともつと大きな声で言つてくださいよ。

○政府委員(國松孝次君) 「有利な証拠を提出す

ることができます。」と書いてありますので、人証であれば、物証であれ、それはどちらでもいいものだと思います。

○諫山博君 当事者が求めれば、証人尋問が行われるというようなことが予定されるわけですね。

○政府委員(國松孝次君) 聽聞手続につきましては国家公安委員会規則で定めることになつておりますが、その聴聞を受ける方がどうしてもやつてくれと言つたからそれを全部やるというわけではございませんで、やはりその場合にも公安委員会が判断をいたしまして、相当と認めればやるというような形になるのではないかというよう思います。

○諫山博君 どうも最初の答弁と幾らかトーンが落ちたようですが、やはり「証拠を提出することができる」という限りは、物的証拠ではなくて、人的証拠も予定されているということを前提にしなければ、証拠の提出というのが非常に名目的になると思います。これは私の意見です。

○政府委員(國松孝次君) 本当に代理権が付与されることは弁護士以外の代理人も可能ですか。

○政府委員(國松孝次君) 正式に代理権が付与されれば、弁護士である必要はないと思います。

○諫山博君 正式な代理権が付与されればと云うのは、適法に委任状が提出されなければ弁護士でなくともよろしいということですね。これも現に労働委員会の審問などでは弁護士以外の人代理になるわけです。とかく代理人は弁護士に代理になるわけですね。そこでお聞きしたいのは、暴力團として指定するための要件づくりのためにいろいろ団体の調査をするということが必要になると思いますけれども、そういう団体がや

はりいるんでしょうね。

○政府委員(國松孝次君) 団体がいる——恐れ入ります、もう一度お願ひいたします。

○諫山博君 団体を指定するためにはそれなりの材料が必要でしょう。そこで材料を集めるという活動が広範に警察官によって行われるのではないかろうかということです。

○政府委員(國松孝次君) これは暴力團取り締まりの一環といたしまして今までやつてきたわけでもございまし、暴力團につきましていろんな調査活動が行われるということは、それはあり得ることでございます。

○委員長(野田哲君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、野別隆俊君が委員を辞任され、その補欠として大渕絹子君が選任されました。

○諫山博君 懸念されることの一つはそこです。ある団体を暴力團として指定するかどうかという

材料を集めるためには、その団体の内情をする必要があります。どういう人がいるのか、さまざま

なことを調査する必要があります。そこで、およそ指定暴力團と関係ないような団体まで調査の対象にされるのではないか。こうなつたら結社の自由に対する重大な侵害だと云うことが懸念されて

いるわけです。

もちろんあなたは否定されるでしょうけれども、例えれば破壊活動防止法というのがあります。

暴力主義的破壊活動をする団体に対しては解散を命ぜることができます。こういう規定がありますけれども、解散を命令するための材料集めと称して日本じゅうで共産党や労働組合に対するスパイ活動が行われているわけですね。つまり、団体として指定されなければ大丈夫だといふんじゃなくて、指定の前段階においてさまざまな団体に対する内情活動が必然的にこれは伴う。その点で非常に懸念されているということを、答弁要りませんから私は要望だけ申し上げておきます。

第六条の関係でも一つ聞きます。

二項に、「審査専門委員の意見を聽かなければならぬ。」というのがありますね。この審査専門委員というのは一人ですか、複数の人ですか、それとも委員会制度になりますか。

○政府委員(國松孝次君) 今のところ十数名になりますのではないかというように思っております。な

お、委員会形式をとるものではございません。

○諫山博君 十数名の委員の中から一人の委員が選ばれて、その人の意見を聞くですか、それとも複数の人の意見を聞くですか。

○政府委員(國松孝次君) その辺をこれから詰めないといかぬところでござりますけれども、やはり幾つかのグループ分けをするということで御審議をいただく、御意見をいただくということになるんだろうと思います。ただ、どういうように分けるかというのはまだ決まっておるわけではございません。

○諫山博君 これもいろいろ意見が出てるところです。どういう委員にするのかということは何も書かれていません。結局公安委員会の規則で決める。その場合に単独の委員が決めるのか、複数の委員が決めるのか、それとも委員会が決めるのか、委員会の中での意見が分かれたらどういうことになるのかということが法律に書かれず、すべて公安委員会規則に任されているというのが非常に憂慮されるわけですよ。だから、これは「審査専門委員の意見を聽かなければならない。」という限りは、一人の意見ではなくて、やはり委員会の総合的な意見を聞くという制度にしないと公正を期したいということを要望として申し上げております。

次に、第九条の「暴力的要素行為の禁止」について。これは法律家の仲間で議論すると一番問題が出てくるところです。ここで十一の暴力的要素行為が列挙されておりますけれども、これはすべて現行法では犯罪にならないという建前で立法するんですか。

○指定暴力団の団員がこの十一の行為をしたら中止命令が出る、従わなければ処罰される、こういうものであります。この要件に該当する場合には禁止行為とするということでございます。

○諫山博君 どういう議論があるかといいますと、犯罪行為になるのがあるじゃないかという議論です。例えば第九条の二、寄附金を求めるという問題を例にとりますと、次のような要件があれば暴力的要素行為になるとされていますけれども、それは指定暴力団の威力を示してみだりに寄附金を要求する、その結果相手の生活の平穀または業務の平穀が害されているとき、これはまさに威力業務妨害罪の要件そのものではないか、あるいは強要そのものではないかという議論があります。あるいは七号の債務の免除。暴力団員が暴力団の威力を示してみだりに債務の免除を要求し、そのためには業務の平穀が害されているということになれば、現行刑法の威力業務妨害罪とどこが違うのかという議論があります。答弁は要りません。

私が懸念するのは、ここに書かれている十一の行為は、犯罪になるものがあるし、あるいは犯罪になり得るもの非常に多い。ところが、これは犯罪行為ではないんだという建前で警察官が取り締まりをするとき、かえって犯罪行為が見逃されてしまう。私は今寄附金の問題とそれから債務の免除の問題を指摘しましたけれども、こういうことがあれば、こんな中止命令とかなんとかをするまでもなく、これは犯罪だということで検挙できるはずだという非常に大きな法律家の意見があるということは念頭に置いておいてください。そうでない」と、今私が言つたような行為が、いや、あれは犯罪にはならないんだ、中止命令をかけなければ処罰できないんだという考え方方が警察官の間に広がつたら、かえつて暴力団がばつこするという問題が起つて、これが答弁は要ります。

○指定暴力団の団員がこの十一の行為をしたら中止命令が出る、従わなければ処罰される、う規定ですね。ところが、同じ行為を暴力団員がやつても、指定暴力団の団員でなければ、これは処罰されないという仕組みですね。この理解は間違ひありませんか。

○政府委員(國松孝次君) まだ犯罪行為に至らないものであります。この要件に該当する場合には禁止行為とするということでございます。

○諫山博君 どういう議論があるかといいますと、犯罪行為になるのがあるじゃないかという議論です。

○政府委員(國松孝次君) そのとおりでございま

す。止命令が出る、従わなければ処罰される、こういう規定ですね。ところが、同じ行為を暴力団員がやつても、指定暴力団の団員でなければ、これは処罰されないという仕組みですね。この理解は間違ひありませんか。

○政府委員(國松孝次君) そのとおりでございま

す。

○諫山博君 私たちの仲間で議論したときに、指定暴力団の暴力団員がやれば中止命令で処罰、指定されていない暴力団の団員がやれば野放し、こんなことでいいんだろうか。全部指定するというなら別です。この点で非常に疑問が提起されているということを取り締まりに当たる警察の方で念頭に置いていただきたいと思います。同じ行為がある人の場合には処罰される、ある人の場合には野放し、これでいいんだろうかというような問題です。

次に、この警察官の中止命令、特に暴力的要素行為に対する中止命令、これがこの法案の一つの柱をなしておりますけれども、この発動は警察官が現認することによって始まる場合が多いのか、それとも被害者が通報することによって発動されるのか、どの場合を考えていますか。

○政府委員(國松孝次君) 現認の場合も通報の場合も両方あると思うのですが、こういった要求行為に対する措置というのは、これは公安委員会から中止命令につきましては警察署長の権限におおされているわけでござりますので、警察署長の判断において行われる。個々の現場の警察官の判断で中止命令を出すということはありません。

○諫山博君 その中止命令は文書によりますが、口頭ですか。

○政府委員(國松孝次君) 原則として文書で行う

す。人の物を盗んだら窃盗罪だと。これは暴力的要素行為をして、それ自体は罪にならない。署長が中止命令を出す。この中止命令に従わなければ処罰をされる。そうすると、犯罪構成要件の明確化を欠くことになるのではないかという議論があります。

○政府委員(國松孝次君) この法体系と申しますのは、そういう暴力的要素行為というものが行われて市民の生活が大変害されてる、それを中止する、再発を防止するということにやはり意味があるわけでございまして、その罰則と申しますものは、そういう場合に出す命令を担保するものとしての罰則があるわけでござります。それに従わなければ罰則が科せられるということをございます。これはこの法律が発明したやり方でも何でもございません。そういう場合、もちろん御指摘のように乱用にわたるあるいは不明確になると、いふようなことがあつてはならないと思ひます。

○諫山博君 この法案の第十条に、依頼し、教唆するという言葉が出てきます。この教唆というの

は刑法で言う教唆と同じ意味ですか。

○政府委員(國松孝次君) 同じでござります。

〔委員長退席、理事渡辺四郎君着席〕

○諫山博君 この法律は刑事法としては異例な規定の仕方をしているわけですね。普通の刑事法だったら、何々の行為をしたら処罰をされる、これが普通です。刑法などはそう規定されておりま

○諫山博君 第十三条で、被害者に対する「必要

な援助」ということが記載されています。これも日弁連で大変問題になつたことです。大体被害を回復するというのは、今の法体系からいへば、裁判の手続によるというのが原則ですね。これはその原則的な手続をとるのではなくて、警察が介入して被害を回復させるという手続をとつていると想ひます。ここで処理を誤つたら、警察の不当な介入が起つて来るのではないかということが懸念されおりますけれども、そういうことがないようになりたいと思います。どうですか。

○政府委員(國松孝次君) この規定は、民事関係の実態に立ち至つて私どもが必要な援助を行うといふものではございませんで、この「必要な援助」と申しますものは、例えば弁護士さんを紹介してやるとか、これは相手が暴力団でありますから、いろいろ怖いとかなんとかいう方が多いわけでありますから、そういう場合の心構えといつまでも、過度な介入が生じてくるのではないかということが懸念されおりますけれども、そういうことがないように要望したいと思います。どうですか。

○政府委員(國松孝次君) この規定は、民事関係の実態に立ち至つて私どもが必要な援助を行うといふものではございませんで、この「必要な援助」と申しますものは、例えば弁護士さんを紹介してやるとか、これは相手が暴力団でありますから、いろいろ怖いとかなんとかいう方が多いわけでありますから、そういう場合の心構えといつまでも、過度な介入が生じてくるのではないかということが懸念されおりますけれども、そういうことがないように要望したいと思います。どうですか。

ターの役員若しくは職員」という言葉が出てきました。この「役員若しくは職員」の中には相談委員でない人もありますね。この人たちも助言してはいけないんですか。

○政府委員(國松孝次君) センターの相談業務としてやる場合には、相談の申し出に対応する助言については暴力追放相談委員に行わせなければならぬというように考えております。

○諫山博君 つまりセンターの役員でありますいはセンターの職員であっても、暴力追放相談委員でなければ助言してはならないということですね。

○政府委員(國松孝次君) くどいようでございますが、センターの相談業務としてやる場合には暴力追放相談委員が行つていただきたいということです。

○諫山博君 全く奇妙な規定だと思いますけれども、相談委員は常勤になる予定ですか、そして給与をもらいますか。

○政府委員(國松孝次君) それはあくまでセンターがお決めになることであるうと思います。

○諫山博君 財政はどう考へているんですか。

○政府委員(國松孝次君) そういう財政的基盤があつてきちんと事業が行われるよう私ども

といたしましていろいろ指導してまいりますが、個々の具体的な場合にだれに

幾らどういった報酬を出すといったようなことは、それぞれ今でももう既に各県にいろんなセンターの母体になるような財團法人としての県民会議その他がありますから、そういうところの主体的な判断でお決めをいたぐりとうこ

とになると思います。

○諫山博君 この問題でみんなが心配しているのは、自主的に民間の人たちが行つておる暴力追放運動をすべてお上が掌握するというような発想があるのではないか、自主的な民間の相談活動といふのが軽視されるのではないかというふうに言わ

れています。

日弁連の意見書を読み上げてみます。暴力追放

運動は本来民間の自発的で柔軟な運動によつて担われるのが望ましい。この運動が官主導のみの運動になるおそれがある。——どうしてこういう懸念が出るかと云ふと、例えば相談委員とか職員と

か役員には守秘義務まで課せられるんですよ。この人たちに個人のプライバシーを守るという名目で守秘義務をかける。こういう相談者というのはまさに公安委員会主導の民間運動になつてしまつてないかという声が日弁連からも出ています

し、たくさんの人からありますから、今後運用する場合にぜひこれは心してもらいたいということを要望します。

ついでに言いますけれども、このセンターの役員もしくは職員は公務員もしくは公務員に準ずるものですから。

○政府委員(國松孝次君) いわゆるみなす公務員とかそういうものになるものではないと思いま

す。

○諫山博君 純然たる民間人、そして恐らくボランティア活動を今までやつてきたような人、そして現在何一つのことによつて弊害は生じていない。ところが、民間人であるのに守秘義務を負わせるわけですね。これも非常に奇妙な規定です。

○政府委員(國松孝次君) お上が前面に出過ぎるじゃないかといふ批判が出るのは当然です。

次の問題に移ります。

○諫山博君 警職法というのがあって、警察官の職務行使には警職法という規定があります。

○政府委員(國松孝次君) その規定がございません。ところが、民間人であるのに守秘義務を負

わせるわけですね。これも非常に奇妙な規定です。

○政府委員(國松孝次君) お上が前面に出過ぎるじゃないかといふ批判が出るのは当然です。

警職法によって、警察官の職務行使にはさまざまな法律的な制約があります。この警職

法は、この法律を執行する警察官には適用されますが、

○政府委員(國松孝次君) この法律を執行する警

察官は、例えば立ち入るような場合、「二十二条の規定によつて立ち入る」ということになります。

○諫山博君 警職法には次のようないわゆる規定があります。第一条第二項、「この法律に規定する手段は、『必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその適用にわたるよ

うなことがあつてはならない』」、この規定は適用されますか、この法律を執行する警察官に。

○政府委員(國松孝次君) この法律を執行する警

察官はこの法律によつて職務を行うわけでござい

ますけれども、今言つたような趣旨はもちろんこ

この規定にも生きております。たゞ、二十二条の三項といつたようなものもあるわけでございま

す。したがいまして、この二十二条でいく場合に

は、二十二条の規定の適正な運用を行つてござ

います。

○諫山博君 今度は基本的な問題ですから長官に答弁を求めます。

警察官の職務執行には警職法という規定がありて、今言つたような人権保障の規定もある。そして、例えば質問する場合も、どこそこに立ち入る場合も、あるいは制止する場合も、いろんな制約規定があります。ところが、この法律にはこれに類するような規定がないんですね。警察官が職權乱用しないということは何によつて担保されますが。

○政府委員(鈴木良一君) 警察官の職務執行法といふのは我々が職務を執行する場合の基本でございまして、その考え方は当然いろんな職務の執行の場合に適用になると思います。

それからまた、今お話しの二十二条の關係につきましては、刑事局長が申しましたように、第三項のようないわゆる法律的な制約があります。この警職

法は、この法律を執行する警察官には適用されますから、その考え方は当然いろんな職務の執行の場合に適用になると思います。

それからまた、今お話しの二十二条の關係につきましては、刑事局長が申しましたように、第三項のようないわゆる法律的な制約があります。この警職

法は、この法律を執行する警察官には適用されませんから、その考え方は当然いろんな職務の執行の場合に適用になると思います。

○諫山博君 私の質問にすばり答えられたかどうか

か疑問ですけれども、これは非常に重要なところ

で、この法律の執行によつて警察官の職權乱用が起つて来るかどうかという問題ですから、ぜひ慎

重に検討していただきたいと思います。

○諫山博君 この点で日弁連はどう言つておるかといいます

と、警察官の事務所立ち入り、物件検査、質問権は令状主義との関係も問題であり、警察官職務執行法に定める質問権、立入権の要件を著しく緩和す

るものである、こう言つて批判しているわけですよ。つまり国民に対して警察官が質問するのは勝手に質問してはならないわけです。一定の要件が必要ある。あるいはどこそこ立ち入る場合にも厳し

い要件が規制されている。ところが、この警職法の要件がこの法律で緩和されているではないか。

そこで、警職法は適用されないのかという問題が提起されているということを私指摘をしておきま

す。

○諫山博君 そうすると、この法律に基づく警察

官の職務執行には警職法の適用はあるといつづつに聞いていいですか。

○政府委員(鈴木良一君) 警職法の立ち入りの問題とはこれは違うと思うのでござります。ただ、そ

しての我々の基本的な問題でござりますから、そ

の精神は生きておる、かよつて考えます。

○諫山博君 これは非常に将来問題になり得ることですけれども、警職法の規定は立ち入りを除いて適用されるということが結論であります。

○政府委員(鈴木良一君) 警職法というのと、ここでやつております仕事と、ちょっと面が違つてはいかないかという感じがするのでござります。

警職法はやっぱり直接に犯罪なりあるいは避難の措置なり、そういう場面場面に当たつてこういうことだということを決めておるわけでございま

すから、それはそういう場でこれ自体がそういう場合も全くないとは申しませんけれども、やや切

り口が違うのではないか、かように考えておるところでござります。

警職法はやつぱり直接に犯罪なりあるいは避難の措置なり、そういう場面場面に当たつてこういうことだということを決めておるわけでございま

すから、それはそういう場でこれ自体がそういう場合も全くないとは申しませんけれども、やや切

り口が違うのではないか、かように考えておるところでござります。

警職法はやつぱり直接に犯罪なりあるいは避難の措置なり、そういう場面場面に当たつてこういうことだということを決めておるわけでございま

すから、それはそういう場でこれ自体がそういう場合も全くないとは申しませんけれども、やや切

り口が違うのではないか、かように考えておると

ころでござります。

○諫山博君 この法律で緩和されているわけですかといいます

と、警察官の事務所立ち入り、物件検査、質問権は令状主義との関係も問題であり、警察官職務執行法に定める質問権、立入権の要件を著しく緩和す

るものである、こう言つて批判しているわけですよ。つまり国民に対して警察官が質問するのは勝

手に質問してはならないわけです。一定の要件が必要ある。あるいはどこそこ立ち入る場合にも厳し

い要件が規制されている。ところが、この警職法

の要件がこの法律で緩和されているではないか。

そこで、警職法は適用されないのかという問題が提起されているということを私指摘をしておきま

す。

できるという法律ですから、使い方によつては大変危険なわけです。一般国民に不當に影響を及ぼすようなことは絶対にないということを断言してください。そしてこの点は公安委員長からも答弁をお願いします。

○政府委員(鈴木良一君) 一般国民に適用するといふようなことは断じてないという形で運用してまいります。

○國務大臣(吹田悦吾) 善良な国民を守るために法律であるということからいたしましても、絶対にそういうことの行為があつてはなりませんし、ないように国家公安委員会としては配慮いたします。

○諫山博君 終わります。

○高井和伸君 あちこち飛ぶと思いますが、まず条文の方からいきますと、二十四条の「仮の命令」というのをお尋ねしますが、私が弁護士をやつておるときにやくざの方々に三日間追いまくられまして、追い込みをかけられまして、事務所にも帰れず、自宅にも帰れず、倒産した会社にも戻れず、三日間ワープロを抱いでホテル住まいをしたことがございまして、お兄さん方の威力については、ベンツ三台、ポケットベル付、それから自動車電話付でいろいろ私を追いまくりました。その趣旨は基本的には面会強要なんですね。弁護士として、倒産した会社の不動産がいっぱいあるものですから、債権者の代理と名のりまして面会強要をしているわけです。私はその方々につかりますと、倒産手続の破産宣告がもらへなくなつてしまつて、私を追つかけました。こういった面会強要は、どうも今の条文を見ますと載つていませんで、倒産した会社がめちゃくちゃになつてしまつて、暴力団が入つてきやすくなつてしまつて、そういう状況をつくり出そうとしたのですよ。これは正當な行為なんですよ。債権者の代理といなながら、裁判所にも追つかけ、倒産した会社にも追つかけ、私が関与している会社更正会社にも追つかけ、自宅にも追つかけ、私の法

律事務所にも追つかれるわけですよ。そういうふうに暴力業務妨害みたいなときなんですが、それに対する対しで仮の命令を出してもらいたいと、私はもうすぐさま間髪入れずに面会強要はいかぬという仮の命令をばつと出してもらいたいんですよ。そうするのと、その前提条件として暴力団の指定がなかつたらいけない。そしてこの暴力的要求数行為の概念によって假の命令をばつと出してもらわなきやいかぬという状況があつたわけですね、具体的に。

今のとおりの解釈で、まず暴力団の指定がなつたら仮の命令は使えませんね、処分が。そして次に、九条の暴力的要求数行為で面会強要がどうも一号から十一号までいつぱい書いてあるところを見ましてもないんですよ。これは法律の欠陥とは申しませんけれども、やはり面会強要というところを見りしつこく書き過ぎると余りにも広がり過ぎるから落としたんだと思うが。

○政府委員(國松孝次君) 仮の命令は確かに指定暴力団員でなければからない問題であるのはそのとおりでございます。

それから、面会強要ということ自体をとらえてここに書いてあることはございません。ただ、今委員御指摘の中に、面会強要する傍らで威力を示して、例えば債務をちゃんと免脱しきるというような行為があれば、それはかかつてくるというところでございます。面会強要そのもの、面会を強要することと、いうことがここには書いていてないということでございます。

○高井和伸君 書いてないことは残念なんですが、暴力団はちゃんと知的な頭を持つていまして、弁護士に対して債権者の代理だと言つて、お前のところ不渡り手形出したのけしからぬじゃないか、なぜ払わぬのだと言つてくるのですから、私は倒産した会社の代理人ですから、それは当然受け立たなきやいかぬ立場にありますか、先ほど

所側は、私はそのときは頼み込みましてようやく行爲に当たる行為で仮の命令を出してくれと言つたら、何日ぐらいで出るんですか。

○政府委員(國松孝次君) これは仮の命令の場合には緊急の必要がある場合でございますので、ケース・バイ・ケースでござりますけれども、それこそ直ちにやつていかなければならぬ場合が多いだらうと思います。

○高井和伸君 それは現実的にはどのようにするんですかね。私が先ほどのような場面で、例えば債務免除を迫られた、債務免除というものは私の方に求められる方ですから逆ですね。例えはこの九条の中の該当する行爲が一つあって、どれでもいいです。されども、建物の明け渡しでもいいですが、そういう行為があつて仮の命令をいただいた場合、それは現実的にはどのように、私の家には立ち寄つちゃいかぬだとか、事務所に行くことを妨害しちゃいかぬだとか、つかまえちゃいかぬだとか、がつと書いてもらえるんでしようか。

○政府委員(國松孝次君) 仮の命令というの、これは例えば九条関係で申しますと、十一條二項で再発防止命令がかかる場合がございます。たゞ今先生いろいろおつしやつておられるのがもじの各号のどこかに当たる行為があつて、それに對する我々の措置命令がかかるということになりますと、まさに中止命令がかかる場合ではないのかなと思います。あくまで仮の命令の場合は緊急でございますが、あくまで十一條二項の再発防止の命令の方についての仮の命令でございますが、聴聞しなくともよろしいと、よろしいといいますから、後でやつてもよいと、よろしいといいますが、たゞその場合に中止命令の対象になる場合があるんだといふ例外的な規定でございますが、たゞ、その場合は中止命令の対象になる場合があるんではないかと感じます。

において、ところが、暴力団としての指定がおくれていたというような場合では使えないということになりますね。先ほどから各委員の御指摘のとおりですが、そうすると、この法律が施行されたら直ちに精力的に暴力団を指定してもらわないと、日常的に実際この法律は何も機能しないといううようなことが予想されるし、現実的にそうだろうと思ふんですね。そら辺の腕力ある警察厅の方針はどんなものなんですか。

○政府委員(國松孝次君) おっしゃるとおり、指定がございませんと、指定をいたしませんとの法律のほかの規定は動かないということでござりますので、この法律が施行され、そしてまず最初にやらなければならぬのは指定でございます。その指定を迅速に行っていく、しかも法律の規定の要件に当たるものとなるべく迅速にやっていくということであらうと思います。

ただもちろん、この間も御指摘がございましたけれども、我々としては何としても重要な質問なものから順次やつていく、こういう優先順位はつくと思いますけれども、迅速にその指定をしていく。指定がありませんと、指定のない団体についてはこの法律は全然動かないということは御指摘のとおりでございます。

○高井和伸君 続いて今度は刑事手続と今の大体行政行為で行われる暴力団に対する対応でござりますけれども、暴力団の指定に、頭のいい暴力団がおられまして、要件がないのに指定した、けしからぬといつてます初め聴聞のところで大分こねまして、まあそれは指定行為が出来ました。指定が出たら、今度は不服で指定行為がけしからぬということで、また公安委員会に対して不服審査申立てをしますね。そこでも敗れるかもしれませんけれども、敗れたら今度は行政事件として裁判所に対して行政訴訟として指定行為がけしからぬの訴えをやって、またごちやごちやいつまでも、ある意味では確定するまで、どうなかちよつと別として、ごちやごちやするうちに現実的にいろいろな暴力的な要求行為がなされていくって、そんなとき

に現に中止命令は出せるんですか。

○政府委員(國松孝次君) そういう形で向こうがいろいろな対抗措置をとつてくるということはあるわけであります。私どもとしては所定の手続を済ませまして都道府県の公安委員会が指定をいたしました以上、その指定の効果は公示をいたしましたその段階で効力が発生するわけあります。が、発生いたしました以上、それに従つて所要の手続をしていくといふ形になるわけでありまし

て、裁判が進んでいるということはもちろんそれはそれで対応しないといけませんが、措置命令その他はどんどん必要があればかけていくといふことになります。

○高井和伸君 そうすると、効力としては官報かなんかに出した瞬間に効力が出るということになりますから、その指定行為は公定力が出て、ある意味では最高裁判所までいって確定するまではちゃんと威力をもつて生きとおると、こういうことになるわけですね。

ところが、最高裁判所の話で上書の方でそういう指定行為自身が取り消されてしまった場合、先ほど言った中止命令違反の直罰じやない間接罰の条項は結果的には発動できなくなりますね。

○政府委員(國松孝次君) そういうことのないよう私どもとしては自信を持つてといいます。そ確実な資料に基づいてやるわけでございます。その訴訟が起つておりますと、その間に私どもとして必要なものはどうんやつていくといふことになるわけであります。不幸にしてその裁判が確定したときというのは、確定をしてしまつてその指定が効力を失うというふうなことになれば、それはその段階からまた別の考えがありますけれども、それまでは私どもとしては一つの行政行為としてやっていくことになるわけでございます。

○高井和伸君 概念の遊びをしているわけじゃありませんが、抵抗する方の立場からすれば、かなりやると思うんですね。結果的に罰則規定が発動できて行政命令違反の罪で刑事案件を起こしたと

しても、指定を争っているうちには裁判所は勇気を

持つて判決を争つておるものでありますから、わざとあるとともに、そういうものを余り認めますと、かえつて当該暴力団員のプライバシーを侵害する形にもなるというようなこともあります。

ただ、先ほど来出ておりますように、その場面

から公安委員会、その途中では専門の方がおられましてその方々の意見確認というのをとる法規で一番目的といたしておりますことは、罰則を適用してどうのということよりも、その一つ一つの行為が現実の形において暴力的要素行為で大変国民の皆さんのが困つておる。そういうものに対して今まで犯罪にならぬから何もやらないという

ことを言つたのを、そうではなくてやつていうふうの中止または再発防止命令をかけていこうというところに意味があるわけありますので、私どもとしてはこの法律によってそういう一つの行政目的と申しますが、治安維持目的でありますけれども、そういうものをあくまで追求をしていく

○高井和伸君 ちょっとと場面を変えます。

先ほどの指定行為とかそれから中止命令に対しそれぞれ聴聞ができる、聴聞を行う、こういうことになつています。仮の命令の場合はやらぬでもいいけれども、あと事後的にやるという面で

は、私は行政手続法という問題について非常に興味を持つてほかの委員会ではかなり各省庁の法律の中でのようになつてゐるかということでなく

さん聞いてきました。そういう側面からいりますと、この警察関連の聴聞規定というのはかなり充実した方向に一応あると私は思つてゐます。

○高井和伸君 概念の遊びをしているわけじゃあ

にとつてみれば、警察厅というより国家公安委員会からの相手方に見てみれば、いろんな事実認定の書類を警察というか公安委員会が認定するとき

に使つた事実認定書類というものを争う方向では見たいわけですね。文書の公開という意味、文書へのアクセスという意味も含めまして自分の不利益なことを認定されている書類は、最終的にはそ

ういう不服を受け付ける方法で、審判のところだつたら公安委員会、その途中では専門の方がおられましてその方々の意見確認というのをとるというようなことでいろいろそれなりの保障はされおりりますけれども、基本的には相手方はどんな証拠が出ているのか、それに対する反論したいものですから、いろいろ裁判手続で言うと証拠の開示をしてもらいたい、こういう気分になるわけですね。いろんな命令に対しても指定に対してもそれを争うときでですね。そういう面での規定が全くないわけなんですよ。日本国の法制の中に

はないのが今普通のようですが、情報公開あるいは侵害処分という側面からいって、人権保護あるいは九十九人正しくても一人間違つたらいかぬという側面からかなり充実した扱いをしてもらいたいと思うんですが、今のよう争う側から見て、公安委員会側手持ちの書類はどのような扱いを受けるのでしょうか。見せてくれと争う方が言つた場合は見せるんですけど、

○政府委員(國松孝次君) いろいろな場面があるのを包括的な御質問でございますが、一般論といつてしまして、いわゆる我々の指定に関しますその指定の基礎となつたデータ等につきまして開示請求をする権利があるのかというような一般的な御質問であるといたしますと、それはないのでないかといふふうに思つております。

○高井和伸君 暴力団を指定するという行為はある種の侵害処分であると私は考えますが、そうしますと、一般的にそういうた聽聞を行ふ場面において、この法律を見ますと、五条の中でも指定をしようとする理由を、第二項の二行目にあります。

○高井和伸君 暴力団を指定するという行為はあります。この指定しようとする理由は、おたくは暴力団員が何名いていろんな面で暴力団的な適格性があると。おたくには何人のいろんな前科持ちが

度客観的に決まっておるものでありますから、わかっている本人が見させてくれというのもおかしな話であるとともに、そういうものを余り認めます

と、かえつて当該暴力団員のプライバシーを侵害する形にもなるというようなこともあります。この指定しようとする理由は、おたくは暴力

団員が何名いていろんな面で暴力団的な適格性があると。おたくには何人のいろんな前科持ちが

いっぽうで、その前科持ちは国家公安委員会規則に定める暴力団としてシェアが一五%以上のとかくしかじかの犯罪者を抱えておられる。そういったことによっておたくを暴力団に指定しようと思うんだけれども、何か文句ありますかというのが本来の理由だろうと思うんですが、そのぐらいい細かく書くのでしょうか。

○政府委員(國松孝次君) 実はそういうところにつきましては私どもの方としてそれほど細かく詰めておるわけではありませんが、理由を言うといふ以上、何が理由になつているかわからぬといふのは困りますし、少なくともその指定しようとする理由を通知することによりまして、指定のもとになる事実の概要が告知されておるというぐらいい、相手が少なくとも何らかの主張を聴聞においてする、十分に主張ができると、おれはそういう理由で聴聞があるのかということがわかる程度にはその理由を付さなければならぬというようと思つております。ただ、それが具体的にどういうことかといいますとあれでございますが、今委員御指摘のような余り細かいことをやるわけではございませんで、例えば二号要件について言ひますと、政令で定める区分あるいは比率でやるわけがありますが、まあおまえさんはどこに当たるというようなことぐらいは言つてやらぬといかぬのかなというように思つておりますが、具体的なところはもう少し詰めさせていただきたいというふうに思ひます。

○高井和伸君 そうすると、今度は聴聞とか、有利な聴聞する以上は、言い分を言いなさい、かな証拠があるなら出しなさいというわけですから、向こうの有利な証拠は何を出していいかわからないうことになりますから、それとの関係でかなり決まつくるだろうと私は思うわけです。

それで、そういう聴聞が終わつても、やはりこれは指定しなきいかぬと、こういった場合官報

に公示するということになりますけれども、ところが当事者にも通知が行くわけですね。おたくを立派に指定暴力団にいたしましたから、以下さよう心得なさいと、こうなるわけです。そのときにはちゃんと理由を付記せよというのが一般的に侵害処分するときの鉄則というふうに学問上言われているわけです。おたくの場合はこうこうこういうわけで、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の第何条によつてかくしかじかの理由によつて指定をすると、こういうのが本來他人の、本来正業かもしれないところを間違つてやることはないと想ひますけれども、非常に不利な立場に追い込むという側面から見ますと侵害処分になるのですから、それに対してきつちり理由を書いてやるのが礼儀だろうと思うんですが、それについては、どうも答弁によると、これから考えますと、どうな話になるんじやないかと思ひます。それが、ちゃんと書いてやるのをやる理由を書いてやるのが礼儀だろうと思うんですが、それについては、どうも答弁によると、これから考えますと、どうな話になるんじやないかと思ひます。それはこれから公安委員会規則で書くわけですが、その指定をした旨その他のことから、それには委員の御指摘の御趣旨もござりますので、処分理由といふものは当然書かなければならないというふうに思つております。

○政府委員(國松孝次君) 七条の三項で通知をするわけでございますが、その指定をした旨その他の公安委員会規則で定める事項といふのがございまます。それはこれから公安委員会規則で書くわけですが、そのときには委員の御指摘の御趣旨もござりますので、処分理由といふものは当然書かなければならないというふうに思つております。

○高井和伸君 もうちょっとこだわったことを申しますと、今度は中止命令を出す場合においてもやはり聴聞を行う、同じようにやるという場面においても、今までの議論はみんな大体そつくりそのとおり當てはまりますね。理由付記の問題だとかあらかじめ聴聞するのに、おたくに対してもやつぱり聴聞を行つて、同じようにやるというふうになつてゐるんですね。

○政府委員(國松孝次君) 再発防止命令……。

○高井和伸君 再発防止の中止命令だと、そういつた中止命令を出すときにおいては、やっぱりかくしかじかでおまえさんちにはこういふ命令を出すよ、これは行政命令で、國家が、お上

が言つんだから違反したらこれこれの罰則になるよ、以下気をつけなさいよ、やつたらちゃんと処罰するよというようなことでやらないと威力がないわけですね。そういうふうな中止命令を出した後においても、同じよう命を出すときはきつちり理由を書くということは同じ、パラレルに考えてよろしいですか。

○政府委員(國松孝次君) おおむねそのとおりでございまして、少なくとも措置命令をやる場合に不利益な立場に追い込むという側面から見ますと侵害処分になるのですから、それに対してきつちり理由を書いてやるのが礼儀だろうと思うんですが、それについては、どうも答弁によると、これから考えますと、どうな話になるんじやないかと思ひます。それはちゃんと書いてやるのをやる理由を書いてやるのが礼儀だろうと思うんですが、それについては、どうも答弁によると、これから考えますと、どうな話になるんじやないかと思ひます。それはこれから公安委員会規則で書くわけですが、そのときには委員の御指摘の御趣旨もござりますので、処分理由といふものは当然書かなければならないというふうに思つております。

○政府委員(國松孝次君) 七条の三項で通知をするわけでございますが、その指定をした旨その他の公安委員会規則で定める事項といふのがございまます。それはこれから公安委員会規則で書くわけですが、そのときには委員の御指摘の御趣旨もござりますので、処分理由といふものは当然書かなければならないというふうに思つております。

○高井和伸君 もうちょっとこだわったことを申しますと、今度は中止命令を出す場合においてもやはり聴聞を行つて、同じようにやるという場面においても、今までの議論はみんな大体そつくりそのとおり當てはまりますね。理由付記の問題だとかあらかじめ聴聞するのに、おたくに対してもやつぱり聴聞を行つて、同じようにやるというふうになつてゐるんですね。

○政府委員(國松孝次君) なるほど、まさに相手は暴力団を扱うわけでござりますので、捜査をする場面と行政目的でやる場面といふのが両方出てくる場合といふのは当然あると思います。ただ、私も基本に考えておりますのは、この法律の執行によっていろいろやることは、これはあくまで犯罪立証のための資料の兼ね合ひを聞きたいんであります。

○政府委員(國松孝次君) なるほど、まさに相手は暴力団を扱うわけでござりますので、捜査をする場面と行政目的でやる場面といふのが両方出てくる場合といふのは当然あると思います。ただ、私は基本的に考えておりますのは、この法律の執行によっていろいろやることは、これはあくまで行政行為でござりますから、そこで得られた書類といふのはやはり行政目的の書類でござります。それを安易に捜査の方に利用するというようなことはあつてはならないと思っております。したがいまして、やはり行政と捜査といふのはこれは峻別をいたしまして、捜査行為は捜査行為、それで行政目的でやつていてある程度捜査行為に移行する場合にはその移行がきつとわかるように裁断をして、何かつどうなつたかわからなくなると

いうようなことは絶対にないようにしなければならないというように思います。そのために私どもとしてはこれから体制その他を考えるわけがありますが、この法律の執行に当たる部門といいますものは、やはり専門の、何と申しますか、部門を設けましてそれがやつていく。少なくとも指揮班はこの法律の例えは暴力的要要求行為を規制していくための部隊と申しますか、セクションというのがある、それと捜査部門というのははつきり分かれた形でやっていくといふよくな、そういう方向で検討してまいろうと思います。

とにかく行政と司法がこちやこちやになるといふようなことがあつてはならないわけでありまして、ただ、もちろんその場合でも措置命令をかけていく、命令をかけて違反行為があつたとしたら、それは犯罪行為になるわけありますから、そこから先は確かに捜査に移行していく場合があるわけあります。その場合も、今まで得ていていた資料が安易に何かいつの間にか行つている、それで行政目的で得た書類が何の適切な転換を明示するようないまそつくりいつの間にか捜査書類として使われてしまつておるというようなことは絶対にあつてはならぬことでありますので、そういうことはないようになります。

もちろん、こちらの行政目的でやられた書類を捜査に使う場合があるわけでございます。例えは措置命令があつた、それについて措置命令違反があつて犯罪として捜査をする場合には、そのもとなつた措置命令書と申しますか、公安委員会のそれはどうしても必要でございます。それをこつちへやる場合どうするかという問題があるわけでございます。それをはつきりした適切な方法によりまして、捜査と行政がはつきり分かれておるんだといふことが後々例えば裁判所においてごらんになりますがそれがわかるような形で転換しないかなければならぬ。それは両方ははつきり分けて運用してまいりたいというように思つております。

○高井和伸君 ちょっと話が飛びましたけれども、総務庁の方来ていただいていますね。実は、総務庁の方で行政手続法の制定へ向けてというか、その基礎的な研究、あるいは行革審の中で取り上げられておりまして行政手続法研究会という行政管理局長の私的諮問機関がありまして、その中で第一次中間報告というのが出来まして行政手続にそれなりの指針があらわされております。そういうふうなことで私が総務庁にお尋ねしたいのは、なかなか警察庁の方もおられるので結構でございますが、そういった行政手続上の侵害処分の一項としてのただいまの議論の中のものもろもろの行政命令的な行為は、そういった中間報告に出でております研究会の一般的な意見の趣旨と比べるとどんなふうな御感想をお持ちなのか、客観的な事実の比較で結構ですが述べていただければありがたいと思います。

○説明員(河野昭君) 私ども本法案の立案過程で

警察庁から御協議がありまして、その段階で例えば五条の聴聞規定でありますとか、そういう手続規定についても検討させていただいたわけです

が、結論だけ最初に申し上げますと、行政手続法研究会が求めている方向に沿つたものであるといふふうに考えております。

例えは中間報告では、侵害処分につきましては事前手続に関する規定を整備する必要があると。

その場合、事の軽重によつて弁明手続あるいは聴聞手続というものの規定を求めているわけです。

私ども今回この三条の「指定」というものが、中間報告では侵害処分といつもの「特定の者を名

犯人としてこれに義務を課し、又は権利を制限する処分」と言つておりますので、恐らくこれに當

りますと、たるんだろと。ただ、この中間報告の検討当時

はこのような処分といつものは検討の対象にしておりませんので必ずしも明確なことは申し上げられ

ませんが、中間報告では、この侵害処分に対する

対する聴聞手続については処分性の非常に強いもの、その例示として例えは許認可等の取り消しと

か団体の解散命令あるいは団体の役職員の解任、こういう国民の資格や権利を剝奪する処分、あるいは建築物の除去といった著しく回復困難な処分、こういうものについては聴聞の規定を設けるべきだと。ここで今回の処分が、こういう指定が重い方に当たるかどうか、そこがちょっと私ども判断いたせませんが、いずれにしても結論から申しますと、こういう中間報告の方向に沿つた規定である、そのように考えております。

○高井和伸君 最後に、時間も参りますのでまとめての御質問をしたいと思っておりますが、実はこれはいろんな団体からいろいろな意味でこの法案が成立した後の運用について非常にいろいろ心配されております。

そういうことはまたちょっと後で申し上げますが、当面のところ、今まで御答弁がありましたように、この法律を運用する上で警察官に、いろんな面での民事上、刑事上かなり高度な行政行為が入つてくるわけですから、高度な執務能力が必要になつてくるんだろうと私は今御答弁を聞いて思つております。先ほどの答弁の中でも、行政行為と犯罪捜査行為はもう峻別すると、証拠の世界では峻別するという話を聞きまして、そうじやないとやつていけないんだろうというようななかつて安心した側面がございますが、そういったこれを運用する警察の窓口一つですらかなり明るい雰囲気で受け付けなきやいけないし、例えは先ほどの仮の命令だつて受付をどこに持つてきてどこへ持つていつたらいかわからぬような状況ではとても市民の困惑を救うわけにいかないわけですから、そういう面での人的な配置、あるいは裁判所で皆さん方が令状請求すれば、二十四時間いつでも逮捕状を取れるようになつてゐるような執務体制だとか、そういった体制面でもかなりの充実がなかつたら、私はこの法律は運用できないだ

りますけれども、これはやっぱり行政局長みたいなのが警察厅に要るんじやないかと思うたりもするわけですよ。刑事局長さんが答弁されると、何となく刑事事件が先に行つちゃいますものですか

ら、かくかくしかじかの状況からいろんな面での迫力ある対応をしないことには腰抜けになつてしまつます。

そしてこれは、特にこの適用を受ける相手方は、逃げようとする手段で脱法行為というか、潜脱行為は物すごく激しくなるだろう、追つかれられないだろうというイメージがあるわけです。つかみ切れないのである。先ほどの暴力団の指定行為でも、余り細かく次々と理由を書いてやると、それに反するような事実をいっぱいつくつてしまつて、とてもじやない、つかみ切れぬうちにどんどん逃げてしまつという状況が考えられます。

そういう意味では、この法律の目的と暴力団対策という面ではみんなこれは賛成というふうになります。

そういう意味では、この法律の目的と暴力団対策といつてしまつという状況が考えられます。

そういう意味では、この法律の目的と暴力団対策といつてしまつという

門はやや不得手な部門だったかもしれません。たゞ、幸いに私どもの組織は交通で免許の聴聞等をずっとやっている経験もございますし、保安部門でもって各種の業法を持ついろいろそういう聴聞もやっていますから、そういうことはノーハウは私どもの警察にはあるつもりでございます。しかし、いずれにいたしましても、これはかなり大変な運用になるということで、体制につきましては、なかなか増員というわけにいかぬものですから中でやりくりしなきやいけませんが、そういうことをもう人的、物的な体制をきちっと確立して、そうしてそういうふうな国民の皆様に御迷惑のかかるような形にならぬように、やっぱりこの法律があつて暴力団の壊滅に向かって進めることがなったという、それをお示ししなきやいかぬというつもりでやつてしまいりたいと思います。

○國務大臣(吹田愬君) 先ほどもお答えいたして

おりますが、これはもう善良な市民を守るという前提に立つておるわけでありますから、そういう趣旨に基づいて皆さん方も、昨日私が趣旨説明を申し上げてきょう既に審議を終了しようとしておるということは、非常に暴力団というものに対してもとかしなきやならぬという意気込みでございまして、これから内容を詰めていくのにさらに皆さんの御意見をちょうだいして立派な内容にしながら、これが現実の問題として市民を守る活動にそのまま当てはまるよう努力をしていかなければならぬと、こう思いまして、さらにこれから国家公安委員会の各位とも協議をしながら警察の当局に対し鞭撻をしていきたい、こう思っています。

○委員長(野田哲君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これまでより直ちに採決に入ります。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野田哲君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
○渡辺四郎君 この際、渡辺君から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺四郎君。
○渡辺四郎君 私は、ただいま可決されました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、連合参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、暴力団の不法、不当な行為による国民の権利、自由への侵害はいまや放置することができない実情にあることから、関係機関の協力を緊密にし、暴力団の壊滅のための総合的かつ有効な対策を確立することに努める

とともに、本法の的確な運用を含めて暴力団の犯罪及び不当行為の摘発・取締りを強化し、その解体と団員の更生を推進すること。

二、本法の運用に当たっては、国民の人権を侵害し、事業者の営業の自由を損なわないよう十分留意すること。

三、本法に基づく質問権、立入権等については慎重に運用すること。

四、法の精神に基づき、公開による聴聞の原則を遵守し、例外規定の行使に当たっては慎重な検討を行うこと。

五、本法が、事業者に対する責務と負担を求めるものでないこと及び事業者に対する公安委員会の援助等の措置は事業者の申出に基づき、任意に行われるものであることに留意すること。

六、都道府県暴力追放運動推進センター等の設

て、本案は全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○渡辺四郎君 私は、ただいま可決されました暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律案に對し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明

党、国民会議、日本共産党、連合参議院の各派共同

提案による附帯決議案を提出いたしました。

○委員長(野田哲君) 全会一致と認めます。よつて、これを許します。渡辺四郎君。

○渡辺四郎君 私は、ただいま可決されました暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律案に對し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明

党、国民会議、日本共産党、連合参議院の各派共同

提案による附帯決議案を提出いたしました。

置と運営については、国民や事業者の誤解を招くことのないよう十分な配慮を払うこと。

七、警察官の綱紀矯正に努めるとともに、警察官、警察事務職員等の待遇改善を推進すること。

八、本法に基づく政令及び國家公安委員会規則並びにその運用については、本委員会に設置される小委員会において意見を聞くなどの措置を講ずるほか、本法の運用に当たっては、広く国民の意見を反映させるため必要な措置を講ずること。

九、警察庁は、法案の提出に当たっては、立法府の審議権を損なうことのないよう、その時期等について改善を図ること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長(野田哲君) ただいま渡辺君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野田哲君) ただいま渡辺君から提出された附帯決議案は全会一致をもつて、本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(野田哲君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

○委員長(野田哲君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(野田哲君) 御異議ないと認めます。

○委員長(野田哲君) 本日はこれにて散会いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野田哲君) 次に、小委員会に関する件を議題といたします。

現在設置されております風俗営業等に関する小委員会につきましては、この際、その目的に「暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用について調査検討するため」を加え、それに伴

い、名称を暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会と改めたいと存じますが、御異議ございませんか。

決定いたしました。

○委員長(野田哲君) 次に、小委員会に関する件を議題といたします。

現在設置されております風俗営業等に関する小委員会につきましては、この際、その目的に「暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用について調査検討するため」を加え、それに伴

い、名称を暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会と改めたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(野田哲君) 次に、小委員会に関する件を議題といたします。

現在設置されております風俗営業等に関する